

論 文

# 近世伊勢松坂の飛脚問屋「山城屋市右衛門」 —輸送圏と紀州藩御用送金—

巻島 隆

## はじめに

本稿は、江戸時代中後期に伊勢国飯高郡松坂本町（三重県松阪市本町）で飛脚問屋を営んだ「山城屋市右衛門（江戸後期から明治中期は久右衛門を襲名）」について実態解明を目指したものである。

郵政博物館郵政資料センター（千葉県香取市）に所蔵される「京屋大細見」（以下、大細見と略す）は、江戸室町二丁目（東京都中央区日本橋室町二丁目）の定飛脚問屋京屋弥兵衛と取次業務の契約を結んだ各街道の飛脚取次所と、その輸送先及び飛脚賃を記した一級史料であるが、その中にも「伊勢松坂／山城屋久右衛門」として記載される。

山城屋は京屋と契約を結んで江戸定飛脚仲間の取次所を兼業する一方、地域の飛脚問屋として紀伊徳川家（以下、紀州藩と表記）の御用送金を請け負い、また松坂木綿商人の物流・通信機能を果たした。この送金は紀州藩松坂御為替組の輸送業務であることが今回の調査で突き止めることができた。送金の宛先は江戸藩邸が主である。

本稿では「京屋大細見」を史料に山城屋による取次所としての機能（在＝村への輸送）を明らかにした上で、併せて水谷家文書（国文学研究資料館蔵）を用いて山城屋の紀州藩御用送金業務について明らかにし、地域飛脚問屋の存在意義に触れる。

## 1 山城屋市右衛門と水谷家文書

### (1) 先行研究

本稿の基本史料となる水谷家文書は国文学研究資料館（東京都立川市）に収蔵される。同館によると、同家文書は計341点あり、その内訳は271通（手形など）、42冊（縦帳の紀伊藩御用関係史料など）、15綴（内国通運松阪分社、松坂郵便局、駅通関係史料など）、13枚（郵便路線図など）とされる。

伊勢国の飛脚問屋を対象とした先行研究に茂木陽一「伊勢商人と飛脚」<sup>(1)</sup>があり、その中で伊勢国の飛脚問屋が一覧表として示され、天保10年（1839）段階の山城屋久右衛門の名前が確認される。同家文書を渉猟した飛脚問屋山城屋市右衛門に関する論考などは管見の限りでは見当たらない。自治体史では、近世を対象とした『松阪市史』の第11、第12巻<sup>(2)</sup>に山城屋の史料が全く採録されていないものの、『三重県史』<sup>(3)</sup>で水谷家文書の紀州藩御用送金手形の一部、近

1 茂木陽一「伊勢商人と飛脚」（『地研年報』9号、三重短期大学、2004年）

2 『松阪市史 第11巻 史料篇、近世（1）政治』（1982年）、『松阪市史 第12巻 史料篇、近世（2）経済』（1983年）

3 『三重県史 資料編 近世4（上）』（三重県、1998年）

代を扱った『松阪市史』第14巻<sup>4)</sup>で松阪郵便局創設との関連で水谷家文書の史料が多く採られている。『三重県史』では飛脚問屋の金融・情報的性格が指摘されているが、自治体史という制約のため部分的言及に止まる。また『松阪市史』は史料篇の中で郵便事業との関連で多くの頁が割かれるが、飛脚問屋のそれに至っては全く言及されていない。

飛脚問屋山城屋についての研究はまだ開拓の余地があり、近世・近代松坂の物流・通信史を明確化する上でも意義あることと考える。また江戸期の地域飛脚問屋が明治維新期に地域の物流と郵便発展に深く関わるという点でもユニークであり、飛脚問屋研究の上から山城屋の歴史は異彩を放つものとする。

## (2) 水谷家文書

水谷家文書はもともと京都新町三井高遂収集文書であり、本来の所蔵先は三井文庫（東京都中野区上高田）であった。昭和26年（1951）に三井文庫から国文学研究資料館（当時は文部省史料館）に譲渡された。その背景は文部省史料館の創設が関係しているものと思われる。前々年に文部省史料館が旧三井文庫の建物を、前年に敷地（東京都品川区豊町）を購入して館が発足した経緯がある。三井文庫の移転に伴い、史料の整理・移転作業がなされ、何らかの事情（三井家と直接関連しないからか）で水谷家文書が譲渡、移管したものと思われる。

水谷家文書の構成について以下に大別した。

### ① 飛脚問屋関係

紀伊徳川家御用送金手形、紀伊徳川家御用送金飛脚賃受取帳、勢州飛脚組合口上、御用向日記、江戸御仕入方御用留、人馬駄賃帳、定飛脚廻章、廻漕会社関係史料など

### ② 松坂郵便局関係

松坂郵便局関係書類、郵便路線図など

### ③ 駅通関係

駅伝営業取締規則、各駅常備人馬など

### ④ 内国通運会社松坂分社関係

松坂内国通運関係史料、内国通運規則など

本稿では「京屋大細見」に依拠して山城屋の松坂近辺の輸送範囲をまず示し、その上で水谷家文書①の紀伊徳川家御用送金関係史料を中心に扱うことで山城屋の紀伊徳川家御用の実態を明らかにする。

## (3) 山城屋市右衛門

水谷家文書には山城屋市右衛門の創業や経緯などを示す史料は含まれていない。そのため記述も限定されざるを得ない。

まず「山城屋市右衛門」の山城屋という屋号が示すように創業当主の出身地が恐らく山城国（京都）であったことが想定される。しかし、これ以上の手がかりがないため、現在のところ創業年・創業者については不明と言わざるを得ない。

元和5年（1619）、紀伊徳川家を藩主とする紀州藩55万5000石（紀伊国と伊勢国3領18万石）が成立した。伊勢国内の紀州藩領は田丸領、松坂領、白子領から成り、それぞれ代官所が設置された。水谷家文書に残る多くの手形からは山城屋市右衛門が松坂代官所から江戸中屋敷、京都屋敷、大坂屋敷へ年間数万両単位の送金を請け負ったことがわかる。

4 『松阪市史 第14巻 史料篇 近代（1）』（松阪市、1982年）

同藩の手形送金の期間は水谷家文書に収められる史料によると、少なくとも享保17年(1732)から宝暦14年(1764)までの33年間に亘る。この時期の山城屋の当主は「山城屋市右衛門」を名乗った。但し、天保年間の史料には「山城屋久右衛門」と記されており、この頃に「久右衛門」を名乗ったことがわかる。

江戸後期から幕末維新期にかけての山城屋当主、水谷久右衛門の履歴に関しては『松阪市史』第14巻に詳しい。久右衛門は文化13年(1816)8月15日、一志郡松崎浦で生まれた。父は春日与八郎と言ひ、その二男である。天保13年(1842)1月、27歳で水谷家の養子に入った。妻はゑいという。同年11月に養父の隠退に伴い、家督を継承した。明治6年(1873)、57歳で隠居して長男休(久)之丞に家督を譲った。同年3月に休之丞が郵便取扱所を明治政府から請け負ったが<sup>(5)</sup>、同年11月15日に休之丞が愛知県豊橋で客死すると、久右衛門が再び家督を継承し、息子に代わって郵便事業と陸運事業を担うことになる。明治21年(1888)5月、隠退すると、孫の熊蔵(休之丞の長男)が家督を継ぎ、久右衛門を襲名した。先代久右衛門は浄休と改名し、明治41年(1908)11月9日、本町72番屋敷で死去した。享年92歳<sup>(6)</sup>。

ちなみに熊蔵改名の久右衛門は明治23年3月、松阪郵便電信局の職員として雇用された。経緯は不明であるが、昭和14年に兵庫県川辺郡西谷村で死亡した<sup>(7)</sup>。

「久右衛門」の読みであるが、「ひさえもん」ではなく、恐らく「きゅうえもん」と読むものと思われる。跡継ぎの休之丞(きゅうのじょう、久之丞とも書いた)の名前は恐らく将来襲名する「久右衛門」を意識した初名であることが推定される。

## 2 取次所としての山城屋—奥伊勢の輸送・通信圏

本章では奥伊勢全体から見た山城屋の輸送圏について「京屋大細見」によって明らかにする。「四日市々奥伊勢之部」とあるように、東海道から分岐して四日市から宇治山田までの伊勢街道沿いは「奥伊勢」と地域分けされており、各取次所の名前の後に輸送圏の村々が郡別に詳細に並記されている。例えば、津には薬屋六郎兵衛という取次所があり、伊勢国安濃郡、一志郡、伊賀国上野、同国名張の地名が細かく記載される。

「松坂 山城屋久右衛門」の場合、「勢州一志郡之部」「飯高郡」「飯野郡」「多気郡」「度会郡」と郡別に詳細に届先を示す地名が書き込まれ、各郡の後に飛脚賃が記入される(写真1参照)。江戸から山城屋経由で周辺の村々へ届ける場合(表1～表14参照)、江戸から山城屋までの飛脚賃に、さらに山城屋から村への仕立飛脚賃を上乗せする。

山城屋の輸送エリアは郡別に○△□印が付されている。これは距離の短い順に○△□の3種に分けられ、それぞれ飛脚賃が定められている。山城屋から村々へは定期便がないため、山城屋から人足を飛脚に仕立て運ばせる、いわゆる仕立飛脚賃となる。

○印は里程が示される飯高郡(表5参照)を例にとると、5町(545メートル)、18町(1962メートル)から2里半(10キロ)となっている。△印は一志郡(表3参照)を例に挙げると、1里半余り(6キロ)から2里半(10キロ)である。□印は一志郡の例(表4参照)では2里半(10キロ)から最長で7里半(30キロ)と幅がある。飯高郡の□印(表7参照)の最長は15里(60キロ)であり、結構な遠方までカバーしている。

5 水谷家文書26Q-25「明治七年十二月吉日 郵便役所役儀拜命記録」(国文学研究資料館所蔵)

6 前掲『松阪市史 第14巻』543、544頁

7 前掲『松阪市史 第14巻』544頁



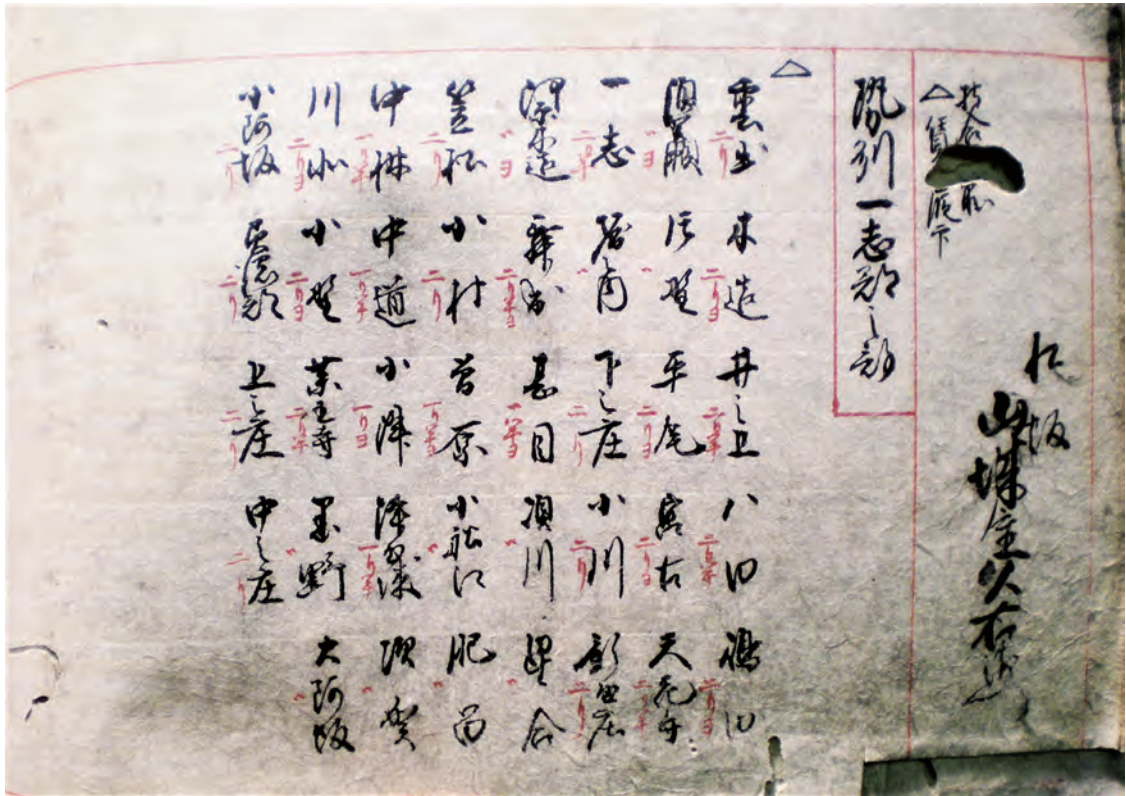


写真1 「松坂／山城屋久右衛門」と見える。勢州一志郡以下は地名であり、山城屋の輸送範囲を示す（「京屋大細見」、郵政博物館蔵）

輸送先	日数と荷物	飛脚賃	但し書き
勢州神戸迄	五日限御状忝通	銀3匁	〔板挟其御状忝通三拾匁迄、其餘拾匁二付六分割〕
勢州白子迄	五日限御状忝通	銀3匁6分	上記と同じ (史料中「右同断」と記される)
勢州津迄	五日限御状忝通	銀4匁8分	上記と同じ (史料中「右同断」と記される)
勢州松坂迄	六日限御状忝通	銀7匁2分	上記と同じ (史料中「右同断」と記される)
勢州山田迄	六日限御状忝通	銀12匁	上記と同じ (史料中「右同断」と記される)
勢州津迄	八日限御状忝通	銀3匁	〔板挟御状共三拾匁迄其餘拾匁二付四分八厘之割〕
勢州松坂迄	八日限御状忝通	銀3匁	上記と同じ (史料中「右同断」と記される)
勢州山田迄	八日限御状忝通	銀4匁2分	上記と同じ (史料中「右同断」と記される)

\*「京屋大細見」（郵政博物館蔵）記載の飛脚賃に基づいて筆者作成。奥書に「都而奥伊勢行御状相頼八貫銀壹匁五分御増頂戴仕候、尤掛目五拾目迄之餘拾匁二付六分之割」と記される。

表1 江戸→奥伊勢の飛脚賃

輸送先
市場之庄
久米
松崎浦
松ヶ嶋

表2 一志郡○印輸送先

里程に基づく○△□印別に飛脚賃が大きく分かれ、さらに荷物の種別・重量で最終的な飛脚賃が決まる。例えば、飯高郡の町平尾（表5、表15参照）に届ける場合、○印だから金子入り書状1通が飛脚賃銭16文かかり、荷物100目（375グラム）から500目（1875グラム）までだと飛脚賃銭12文となる。銭12文を現在の金額に換算すると、1文=12円として銭16文は192円、銭12文は144円となる。□印の遠い場所になると、金子入り5両までが銭116文、即ち1392円程度となる。

No.	輸送先	距離	No.	輸送先	距離
1	雲出	2里	21	笠松	2里
2	木造	2里余	22	小村	2里
3	井之上	2里半	23	曾原	1里半余
4	八田	2里半	24	小船江	1里半余
5	嶋田	2里余	25	肥留	1里半余
6	須賀領	2里余	26	中林	1里半余
7	片野	2里余	27	中道	1里半余
8	平尾	2里余	28	小津	1里半余
9	宮古	2里余	29	津出城	1里半余
10	天花寺	2里半	30	須賀	1里半余
11	一志	2里半	31	川北	2里余
12	堀之内	2里半	32	小野	2里余
13	下之庄	2里	33	薬王寺	2里半
14	小川	2里	34	黒野	2里半
15	新田庄	2里	35	大阿坂	2里半
16	河原木造	2里余	36	小阿坂	2里
17	舞出	2里半余	37	美濃郡	2里
18	甚目	1里半余	38	上之庄	2里
19	須川	1里半余	39	中之庄	2里
20	星合	1里半余	40		

\*「京屋大細見」より筆者作成

表3 一志郡△印輸送先

輸送先	距離
石奈原	■(字欠け)里
奥津	7里半
川上	6里
丹生俣	6里半
上多気	6里半
下多気	5里半
下之川	4里半
小川	4里半
小原	3里余
抽ノ原	4里
後口山	4里
飯福田	3里半
岩倉	3里半
与原	2里半
合ヶ野	2里半余
瀧の川	4里
矢下	4里余
宮野	3里半
森本	3里
谷生田	3里

表4 一志郡□印輸送先

輸送先	距離	輸送先	距離
町平尾	1里	矢川	15町
新松ヶ島	1里	塚本	■■(字欠け)
大平尾	20町	船江	■(字欠け)
久保田	18町	藪西之庄	5町
大塚	18町(カ)	上川	5町
鎌田	18町	大津	5町
石津	18町	垣鼻	5町
荒木	18町	下村	1里
大口	1里	駅新田	1里
郷津	1里	八太	2里
古町野	1里	大黒田	7町
東岸江	1里	上蛸路	2里半
西岸江	15町	下蛸路	2里

\*朱文字で「右之村々届銭者前之○印廻り場所之通」とある。

表5 飯高郡○印輸送先

輸送先	輸送先	輸送先
田原	八重田	廣瀬
久保	藤ノ木	坂内
小黒田	阿形	辻原
内五曲り	立野	勢津
野村	西野	六呂木
外五曲り	山豈	上芦原田
田牧	丹生寺	下芦原田
殿村	植瀬	瀧形
大足	寺井	丹生
深長	矢津	六出江
伊世寺	山村	田村
岩内	大河内	岡本

\*「右村々届銭前之△印持合場通り」とあり。

表6 飯高郡△印輸送先

輸送先	距離
小片野	3里半
大石	4里
深野	4里半
横野	4里余
漸見	6里
下瀧野	7里
神殿	7里余
赤捕	7里
下栗野	10里
田引	8里半
上栗野	10里
富永	10里半
粉川	10里半
七日市	11里
深野	12里
犬飼	12里半
柏野	13里
波瀬	14里
青田	14里半
舟戸	15里

\*朱文字で「右村々届せん前の□印  
辺土ニ付別仕立之通」と記される。

表7 飯高郡□印輸送先

輸送先	距離	輸送先	距離
西黒部	1里半	井口	1里余
宮田	1里余	櫛田	1里余
朝田	1里	立野	1里余
松名瀬	2里	伊賀町	1里余
久保	2里	豊原	2里
保津	2里	早馬瀬	2里
腹太	2里	小稲木	2里余
六根	2里	稲木	2里余
魚見	2里	山下	1里半
下七見	1里半	山添	1里半
上七見	1里半	法田	1里
菅生	1里半	中万	2里半
清水	1里余	時粕	3里

表8 飯野郡○印輸送先

輸送先	距離
中川原	2里
高木	2里
粕屋	1里半
陰陽	2里
目田	2里
伊世(勢)場	2里半
横地	2里
安楽	1里半
阿波曾	3里半
北牧	3里
庄村	3里半
御麻生菌	2里半
中牧	3里
津留	4里

\*「右村々届銭△印持合場之通り」  
と奥書

表9 飯野郡△印輸送先

輸送先	距離
金剛坂	2里半
竹川	2里半
斎宮	2里半
河田	2里半
相可	2里余
上河田	2里余
四疋田	2里余
三疋田	2里余

表10 多気郡○印輸送先

輸送先	距離	輸送先	距離	輸送先	距離
東黒部	2里半	根倉	2里半	井之内	3里
柿ノ木はら	3里	新部	2里半	佐伯	4里
手(牛ノ誤カ)草	2里半	山大淀	3里	神坂	4里
垣内田	1里半	中大淀	3里	前村	4里余
乙部	1里半	佐田	2里半	平谷	3里余
蓮花寺	1里半	須田	2里半	仁田	2里余
大垣内	2里	小藪	2里半	五桂	2里半
神守	2里	馬上	2里半	油夫	3里半
土間	2里	中海	2里半	四神田	3里半
土古路	2里半	坂本	3里	西山	3里
川尻	2里半	下尾	3里	五佐奈	3里
北藤原	2里	上野	3里	矢田	3里
中藤原	2里半	鱗尾	3里半	笠木	3里
南藤原	1里半	下有尔	3里半	出羽	3里
中村	2里半	養村	4里	森ノ庄	記載なし
内康	2里	池村	4里	下楠	6里半
勿川	2里	岩田	2里半	上梅田	6里
養田	2里	東池上	3里	栗生	6里
田屋	2里	西池上	3里	奈良井	6里余
志貴	2里	見國	3里	馬瀬村	7里
前野	2里	中村	3里	下三瀬	7里半
濱田	2里半	荒牧	2里半	三瀬川	7里
屋木戸	2里半	林村	2里半		

\*「前同断」と奥書

表11 多気郡△印輸送先

輸送先	距離	輸送先	距離
森之庄	3里半	古江	4里余
田中	3里半	片野	5里
野中	3里半	朝柄	4里半
成川	3里半	波多瀬	4里
千代	4里	車河	4里
東相鹿瀬	4里	向粥見	6里半
東相鹿瀬	4里	神瀬	5里
柳原	4里余	長ヶ	7里
色太	4里余	舟木	8里
栃原	4里余	佐原	8里半
土屋	4里余		

\*「右村々□印別仕立場所也」と奥書。

表12 多気郡□印輸送先

輸送先	距離	輸送先	距離	輸送先	距離
有瀧	4里半	谷村	4里	田丸	4里
村松	3里半	別所	4里	勝田	4里半
東大淀	3里半	岡村	4里	田宮寺	5里
柏村	不鮮明	吉祥寺	3里半	野篠	5里
小俣	4里半	下田辺	3里半	阿曾	9里
下小俣	4里半	湯田	3里半	柏野	10里
中楽	4里	川端	5里	木屋垣内尻	不鮮明
妙法寺	4里半	上田辺	4里	長屋木屋	記載なし
井倉	4里半	中須	5里	中田木屋	記載なし
長更	4里半	上池	5里半	笠木木屋	記載なし
佐田	4里半	粟野	5里半	春田木屋	記載なし
世古	4里	昼田	6里	梅ヶ谷	13里
坂本	4里	中角	6里	小津	13里
門前	4里	宮古	5里	崎	11里

\*「右村々△印持合場之通り」と奥書

表13 度会郡△印輸送先

輸送先	距離	輸送先	距離
柏倉	3里	東原	4里
松倉	4里半	大岩	5里(力)
柏■(字欠け)	3里	佐八	6里半
■■(字欠け)	4里半	津村	6里半
山岡	6里	大内山	駒、川口
曾根	5里半		谷ヶ袋
小社	5里半		真弓
岩出	5里半		井頭野
山神	5里	中野	
蚊野	6里		

\*「□印別仕立場所通り／右之村々△□印此三印二依而直段相分り候事前之通り」と奥書。

表14 度会郡□印輸送先

○印廻り場所也		△印持合届場所		□印辺遠別仕立場所	
金子入の五両込	16文	金子入の五両込	64文	金子入の五両込	116文
拾両込	32文	拾両込	100文	拾両込	124文
百両込	80文	百両込	150文	百両込	124文
荷物百目のお五百目込	12文	荷物百目のお五百目込	64文	荷物百目のお五百目込	80文
壹貫目二付	16文	壹貫目二付	72文	壹貫目二付	100文

\*朱文字で「但し、即刻仕立百文まし／三里餘ハ場所壹割まし」と奥書。

\*朱文字で「但し、即刻仕立拾六文まし／三里餘の場所ハ壹割まし」と奥書。

\*朱文字で「但し、即刻仕立右之外拾六文まし／三里餘者場所壹割まし」と奥書。

表15 山城屋から輸送先への飛脚賃



### 3 江戸定飛脚仲間との契約

本章では江戸の定飛脚問屋京屋弥兵衛との取次契約について触れたい。

「京屋大細見」に山城屋の名前が記されるのは、定飛脚仲間の京屋弥兵衛と契約を結び、輸送上の連携のあることを示している。つまり山城屋は京屋の取次所でもある。

次に掲げる史料は江戸の定飛脚仲間が奥伊勢の取次所6業者に対して「廻章」(廻状と同義)の方法で、今度改めて幕府の認可を受けて定められた「定法」の概要について周知したものである。年月日不明であるが、定飛脚仲間にとって期待される取次所とは何かを示す重要な史料であるため、些か長い全文を掲げる。

【史料】水谷家文書26Q-12「江戸定飛脚問屋廻章」(傍線部は筆者)

〈表紙〉

	定飛脚
廻章	問屋中
奥伊勢	
御取次衆中様	

〈内容〉

以連書啓上仕候、秋冷相成候所各様弥御揃御堅勝可被成御座珍重奉存候、随而當地相替儀無御座候、乍憚御安意思召可被下候、然者當地仲間古来之仕法も相立有之候へとも荒増之取極御座候間、不取締之儀茂御座候ニ付今般定法相立申度奉存、一統相談之上定法箱條帳面ニ仕立、乍恐御公儀様江奉入御高覧御聞濟之上ハ永久之規矩ニ相定度旨奉願候所、御糺之上當七月九日、願之通被為仰渡、一同難有御請仕候、依之右箇條之内是迄各様方御取引仕来候儀茂、此度相断候事共御座候ニ付則ニ左ニ申上置候、

一 是迄當地ニ而請負候御用諸用共各様方江向差通候品之内、在々江入込候届賃錢之儀當地出許之勝手次第届賃之錢江戸ニ而請取置候も有之、又右届先ニ而請取候様被仰付候儀茂御座候之所、其場所ニ与り遠近之差別御座候間、見計申請置多分損毛致候儀も有之難渋仕候ニ付已来一統申合、右届人足賃錢者届先ニ而請取候積りニ御請負申上候間、此段御承知被成下何れも在方届賃之儀者届先ニ而當地江届賃為替御申越被下候共相渡し不申、振戻し申上候間兼而御承知置可被下候、尤無拋筋ニ而届先江賃錢難為相拂与被仰聞候方茂御座候ハ、其品江添錢ニ致遣し可申候間、宜御取計可被下候

一 御登り方賃錢先取之儀以来一統相断請負不申、都而請負許ニ而賃錢受取候積り申定候、夫ニ付下り方之儀も已来江戸取ニ而御請負被下間敷候、右先取物之内二者御互ニ迷惑いたし候儀も有之付、往返共一統ニ御断申上候間、此儀も御承知可被下候、已後江戸取ニ而御差越し被成候而も其品者相届候共賃錢之儀者請取置不申候間左様思召可被下候、上下共同様御心得可被下候

一 諸御請負物届先江不相届由此方御糺之儀是迄年数相定候上ニ而取調可申旨、被仰越候儀も有之候へとも此儀御互ニ難渋仕候、殊ニ諸用混雜之業躰以来三ヶ年之内ニ御調被下候様、兼而御請負之節御断置可被下候、右年限相定候上者諸帳面手板共取崩し候故、取調出来不申候間此段御承知可被下候、當地諸御得意方江も右之始末相断候事故前文之通、御公儀様江奉伺候所、右年限御聞届ケ被成下置願之通被仰付候間、左様御承知可被下候

一 為替手形入之儀是迄御互ニ負数無之俣、請負来候へとも此儀一向不行届、請負方ニ付已来為替金高何程之手形入と上書ニ御認被仰付候様、當地諸御得意方江相届候間左様御心得、金子同様ニ御取扱可被下候、右ニ順し各様方御請負之儀茂為替金高負数御現し御受負

可被成候、然ル時者万一紛失故障之節無異儀弁金可仕候、尤金高百兩ニ付代銀三匁宛ニ相定請負候間、此段も御承知御請負可被成候、已来手形入と計之御状者金子取引相済候戻し手形与相心得取扱候故万々一紛失之節御互ニ相弁江不申候、其外何之品ニ不寄御請負物中之品々銘ヲ御頭し御請取可被成候、此段左様御承知可被下候

一 當地是迄早並共書状多分御差出し之被成候、御得意方者一ヶ年何程と相定仕切状と唱受負来候へ共此度一統相断壺本宛手板付ニ致為差登候間、着之砌御届被成候節急度請取書御取置可被下候、万一不届哉否御調之節請取書無之而者申訳相立不申、御互ニ難儀仕候間急度御心得銘々ニ請取書御取置可被下候事

一 御互ニ業躰永續仕度奉存候ニ付、不束之事共無之様、此度御公儀様江御伺奉申上候所、定法逐一御吟味之上可然儀ニ被思召難有も業躰仕諸々儀御帳面ニ御留置被下置候儀ニ御座候間、以来御心得違等無之様前書申上候通、急度御承知御取扱可被下候、万一一ヶ條たり共御取用ひ無之候ハ、當地仲間共一統御取引不仕候間、此段呉々も御承知之上御取計可被下候、尚又右之外御談被成度有之候ハ、無御遠慮御申越可被成、相談之上御返答可申上候、尤右之趣、當地御得意方江申出候日限之儀者未だ相定り不申候へとも前以御案内申上置候、且又御覧之上早々御順達可被下候、右之段可得御意如此御座候、恐々謹言、

大坂屋茂兵衛 (印)

伏見屋五兵衛 (印)

京屋弥兵衛 (印)

嶋屋佐右衛門 (印)

山田屋八左衛門 (印)

和泉屋甚兵衛 (印)

勢州津

矢野屋吉三郎様

同

葉屋六郎兵衛様

勢州松坂

山城屋市右衛門様

同

丹後屋九右衛門様

同

勢州山田

鈴木武右衛門様

同

本屋勘兵衛様

前置きは「定法」が定められた経緯が簡単に示され、以下6カ条に亘って業務上における順守すべき条項が列記される。

まず第1カ条は届け賃の受け取りに関するものである。従来は江戸から取次所経由で在(村)へ届ける荷物を請け負った場合、江戸で届け賃を受け取るか、取次所が届け先で受け取っていたが、「その場所により遠近の差別御座候」ため、改めて取次所が届け先で「届け人足賃銭」を受け取るように取り決めたものである。

ただ上記の場合、仮に届け先が届け賃の支払いに応じない場合、飛脚と届け先との間でトラブルになりかねない。この取り決めが機能するには、届け先に荷物が届いた折に届け賃を支払

うのが当たり前という感覚でなければならない。つまり届け先にとって荷主が未知の人物であることは想定されていない。荷主と届け先はあくまで既知の取引関係であることが前提となろう。

第2カ条も飛脚賃の受け取りに関する事項である。「先取」（登り荷物の宛先での飛脚賃受け取り）及び「江戸取」（下り荷物の江戸の宛先から飛脚賃受け取り）の荷物を一切受け付けないこととし、「すべて請け負ひ許（荷主）にて賃銭受け取り候積り」と定めた。即ち荷主に飛脚賃を請求することを基本とした。

上記のように荷主が飛脚賃を原則支払うように定めたのは、宛先に請求することで何かと問題のあったことが想定される。宛先にとって望まぬ荷物を押し付けられ、尚且つ飛脚賃を請求されては困るというような場面のあったことが想定されよう。

第3カ条は不着荷物の行方の調査年限である。従来は調査期限を設けておらず、不着荷物の調べについて「互いに難渋」という状態だったようである。現代の企業倫理からすれば、不着の原因を追究し、再発防止につなげるはずであるが、飛脚業務が「諸用混雑の業躰」を理由に「以来三ヶ年の内に御調べ下され候様、兼ねて御請け負ひの節、御断り下さるべく候」と荷主への不着荷物調査期限を3年間とする旨を周知するよう指示している。3年と定めた上は「諸帳面手板共取り崩し候故、出来申さず候」と3年経過したら帳面・手板共に「取り崩し（和綴じを崩して紙を再利用する意か）」のため調査不能だと触れている。このことは「御公儀様」も「御聞き届け」のことと強調しており、権威を巧みにちらつかせて納得させようとしている。

第4カ条は為替手形入りの書状の扱いを定めた内容である。従来は為替手形の金額に関知することなく、請け負ってきたが、それを止めて、為替手形の金高がいくらなのか包に明記し、金子同様に慎重に取り扱うように取り決めている。取次所でも同様に請け負うようにと指示した上で、紛失した場合の弁済を謳っている。また「手形入」と記載のある場合は「戻し手形（換金後の手形）」と承知して取り扱うようにと述べる。またどんな荷物であっても中身について明確にして受注するようにと触れている。

第5カ条は「仕切状（1カ年契約で書状を請け負う）」の禁止と、書状1通ずつの決済を取り決めたものである。そのため書状が到着した際に必ず請取書を荷受人から取り置くようにと指示している。もし荷主が届いたかどうかの確認をする際に請取書があれば、申し訳が立つとしている。

第6カ条は飛脚業務の永続を動機として、公儀に伺いを立てて取り決めた定法だから、取次所側の順守を要求している。1カ条でも守らない場合、江戸定飛脚仲間は取次所と一切取引しない旨を強調している。条文の内容以外で何か相談したいことがあれば、遠慮なく申し越すようにとし、仲間で協議して返答すると述べている。条文の得意先への周知日程が決まっていないうが、取次所へは先行して知らせると締めくくっている。

差出人の6人は江戸の定飛脚仲間である。いつごろ作成された史料なのか記されていないが、第1条の文面に注目すると、享和3年（1803）の「仲間仕法帳」の件によく似た箇所がある。「道中上方筋都而届賃相掛候分、銘々請取来候得共、諸用殊ニ混雑、遠近相違等有之、多分損毛相掛、日限延候上ハ御得意并振之御方、一々御願申上候も、不行届、自分損毛相成致難渋候間、爾来一切請負申間敷、無拠御願之筋御座候者、右品ニ添銭致為差登可申事」とある。廻章は享和3年近辺のものと推察される。この条文は附則として「附、奥伊勢之儀者格別用向多ニ付、たとへハ山田配・松坂配・津配・四日市配・関配と申請負可致候、乍然通筋者格別、在々江入込候節者、何分御断可申上候事」<sup>8)</sup>とあることから、特に奥伊勢地域を意識して設けられ

8 「仲間仕法帳」（児玉幸多校訂『近世交通史料集 七 飛脚関係史料』吉川弘文館、1974年）381頁。

たことがわかる。条文は街道からはずれた村への輸送について一切輸送を請け負わないとあるが、やむを得ない場合は荷物に添え銭を付けて登らせるようにとも規定している。実態として在への届けは「京屋大細見」に示されるように相応の需要があったものと思われ、そのための詳細な届け賃の規定であるものと考えられる。

本章までで山城屋の地域における輸送エリアと定飛脚仲間との契約内容を示した。京屋は山城屋の輸送ネットワークを一部として取り込み、きめ細かい輸送サービスが可能となる。また山城屋は京屋の広範な輸送網とリンクすることで列島規模の遠隔地輸送を可能とした。茂木氏の研究によって松坂木綿商人の長谷川次郎兵衛の松坂店と江戸店との頻繁な書状のやり取りが示され、これらは書状の発送日から飛脚便を用いていることが明らかにされている<sup>9)</sup>。筆者は書状を未見であるが、恐らく店の経営・人事に関する指示、また相場、市況、得意先の様子などの情報が交わされたものと推察される。長谷川家にとどまらず、松坂木綿商人にとって飛脚問屋は欠かせぬ情報ツールであったことが窺われる。

## 4 紀伊徳川家御用—江戸中屋敷への送金—

### (1) 手形の意味

本章以降は山城屋のネットワークが活用される形で行われた紀州藩の御用送金について検討する。水谷家文書26Q-1には享保17年(1732)～宝暦14年(1764)の為替手形180点(表16参照)が収められている。また欠落期間に関しては寛保2年(1742)から宝暦5年(1755)の飛脚賃受取帳によって補うことができる(表17参照)。

そもそも山城屋がどうしてかくも多額の現金の請取手形を発行し、紀州藩の江戸藩邸へ送る必要があったのか。その手掛かりとなる史料を次に掲げる。

【史料】水谷家文書26Q-8「乙亥宝暦五歳三月吉日 御用向日記」(傍線部は筆者。傍線部かつこ数字も傍線部の判別のため筆者が付した)

※

〈表紙〉

乙 寶暦五歳

御用向日記

亥 三月吉日

・・・・・・・・・・・・・・・・

日記覚

一 ①江戸御入用金御為替御用其方共江申付候、御大切成御用筋二候間、随分入念相勤可申候

右御用相勤候二付、②江戸松坂二而御紋付御絵符御挑灯貸渡シ候間、随分大切ニ可致候、右御用筋勤方之儀、別紙書付之通、相心得御為替敷様ニ出情相勤可申候

一 ③此度御為替御用申付候間、松坂御代官所より御金請取候日より六十日限ニ江戸御中屋敷江相納可申候、尤御金急キ候御差圖次第相納可申候

一 右御用申付間為御質物江戸表ニ而所持致候家屋敷沽券證文銘々松坂役所江差出可申候、右證文吟味之上、役所封印ニ致、其方共仲間江預ケ置可申候

但、右證文封印にて預り置候との書付連印ニ而松坂役所江差出可申候

9 茂木前掲論考28、29頁。



No.	年号	月日	届け日限、かつこ 内届け日数は原則 左欄から起算	金額	差出人	請人	荷主	手形送付先	文書番号
1	享保17年 (1732)	10月25日	なし	金500両	松坂本町山城 屋市右衛門	なし	池田七郎兵衛、竹田喜惣兵衛	江戸御中屋敷御勝手 役石川専右衛門、高垣元右衛門	26Q・1・1
2	享保20年 (1735)	12月13日	12月20日(8日間)	金4000両(40包)	同	材木屋吉左衛門	田中伴蔵	江戸御中屋敷御勝手 役小林丹七、丸山増右衛門、川合亀右衛門	26Q・1・2
3	同上	12月14日	12月21日(8日間)	金4000両(20包)	同上	同上	同上	同上	26Q・1・3
4	同上	12月17日	12月25日(9日間)	金2650両(27包)	同上	同上	同上	同上	26Q・1・4
5	享保21年 (1736)	3月2日	なし	金3000両(30包)	同上	同上	池田七郎兵衛、竹田喜惣兵衛	京都新町六角下ル町 三井八郎左衛門	26Q・1・5
6	同上	3月27日	4月6日	金600両(6包)、添状1通	同上	同上	田中伴蔵	江戸中屋敷小林丹七、丸山増右衛門、川合亀右衛門	26Q・1・6
7	同上	4月11日	4月19日(9日間)	金474両(5包)、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・7
8	同上	4月12日	4月20日(9日間)	金1000両(10包)	同上	同上	池田七郎兵衛、竹田喜惣兵衛	同上	26Q・1・8
9	同上	5月21日	4月29日(9日間)	金1082両(11包)	同上	同上	関孫太夫	同上	26Q・1・9
10	元文元年 (1736)	6月22日	6月25日(4日間)	金529両(6包)	同上	同上	同上	京都御屋敷山田伴右衛門、片岡藤兵衛、片岡半太夫	26Q・1・10
11	同上	7月5日	7月9日(5日間)	金350両(4包)、銀1貫 164匁(3包)、添状1通	同上	同上	竹村又吉	同上	26Q・1・11
12	同上	7月	7月16日	金1000両(10包)、添状1通	同上	同上	同上	江戸中屋敷小林丹七、丸山増右衛門、川合亀右衛門	26Q・1・12
13	同上	9月4日	9月11日(8日間)	古金1000両(和歌山茶屋包、 10包)、添状1通	同上	同、右代判大 手町越後屋権 左衛門	竹村亦吉	同上	26Q・1・13
14	同上	9月18日	9月26日(8日間)	古金701両1分(8包)、添状 1通	同上	同上	浅井吉兵衛	同上	26Q・1・14
15	同上	9月24日	10月3日	古金301両(4包)、新金343 両(4包)、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・15
16	同上	9月27日	10月6日	古金473両1分(5包)、新金 349両(4包)、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・16
17	同上	10月4日	10月12日(9日間)	古金310両3分(4包)、新金 4両2分(1包)、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・17
18	同上	10月17日	10月26日(10日間)	古金500両(5包)、添状1通	同上	なし	池田七郎兵衛、竹田喜惣兵衛	同上	26Q・1・18
19	同上	11月4日	11月12日(9日間)	古金1000両(12包)、添状1 通	同上	魚町材木屋吉 左衛門	浅井吉兵衛	同上	26Q・1・19
20	同上	11月11日	11月19日(9日間)	古金600両(14包)、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・20
21	同上	11月14日	11月22日(9日間)	古金625両(7包)、文金150 両(2包)、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・21
22	同上	11月21日	11月29日(9日間)	古金649両3分(7包)、添 状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・22
23	同上	11月25日	12月3日	古金1348両2分(14包)、文 金100両(1包)、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・23
24	同上	12月11日	12月19日(9日間)	古金1478両3分(21包)、添 状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・24
25	同上	12月14日	12月22日(9日間)	古金1800両(18包)、添状1 通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・25
26	同上	12月18日	12月26日(9日間)	古金1500両(15包)、添状1 通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・26
27	同上	12月21日	12月29日(9日間)	古金1200両(39包)、文金 1020両(12包)、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・27
28	元文2年 (1737)	正月24日	正月29日(6日間)	古金1106両1分、文金690両 3分、古銀66匁1分、文銀 252匁8分9厘、添状1通	同上	同上	同上	京都御屋敷山田伴右衛門、片岡藤兵衛、片岡半太夫	26Q・1・28
29	同上	2月12日	2月18日(7日間)	古金895両3分(12包)、文 金1030両3分(20包)、文 銀29匁2厘、添状1通	同上	同上	同上	和歌山御勝手役衆乾 庄左衛門、小林丹七、 田中喜左衛門	26Q・1・29
30	同上	2月18日	2月26日(9日間)	古金479両(6包)、文金20 両(1包)、添状1通	同上	同上	同上	江戸御中屋敷御勝手 役衆丸山増右衛門、 川合亀右衛門	26Q・1・30
31	同上	2月25日	3月3日	古金607両(10包)、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・31
32	同上	3月4日	3月12日(9日間)	古金154両(5包)、文金455 両(7包)、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・32
33	同上	3月22日	3月晦日	古金208両1分、文金154両 1分、文銀117匁9分4厘、 添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・33
34	同上	3月27日	4月5日	文金300両、古金424両、古 銀14匁5分5厘、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・34 (0876)
35	同上	4月18日	4月26日(9日間)	古金80両、文金84両、添状 1通	同上	同上	なし	同上	26Q・1・35
36	同上	4月18日	4月26日(9日間)	古金390両、古銀1匁8分2 厘、文金43両1分、添状1通	同上	同上	浅井吉兵衛	同上	26Q・1・36
37	同上	4月21日	4月29日(9日間)	古金77両2分、文金180両1 分、文銀7匁5分	同上	同上	同上	同上	26Q・1・37



近世伊勢松坂の飛脚問屋「山城屋市右衛門」

No.	年号	月日	届け日限、かっこ内届け日数は原則左欄から起算	金額	差出人	請人	荷主	手形送付先	文書番号
38	同上	5月21日	5月29日(9日間)	文金533兩2分、文銀14匁1分3厘、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・38
39	同上	5月27日	6月6日	古金624兩3分、文金669兩1分、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・39
40	同上	6月2日	6月10日(9日間)	古金300兩、文金18兩2分、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・40
41	同上	6月12日	6月20日(9日間)	古金1060兩、文金508兩(「但、文金貳千貳百五拾七兩分」とあり)、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・41
42	同上	6月18日	6月26日(9日間)	古金785兩、文金4兩3分、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・42
43	同上	7月5日	7月13日(9日間)	古金1090兩、文金1兩2分、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・43
44	同上	7月11日	7月19日(9日間)	古金240兩、文金154兩、添状1通	同上	材木屋吉左衛門、大手町代越後屋権左衛門	同上	同上	26Q・1・44
45	同上	8月1日	8月9日(9日間)	古金80兩、文金4兩1分、添状1通	同上	材木屋吉左衛門	同上	田中喜左衛門、丸山増右衛門、川合龜右衛門	26Q・1・45
46	同上	8月18日	8月26日(9日間)	古金120兩、文金533兩、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・46
47	同上	9月14日	9月22日(9日間)	古金191兩2分、文金860兩、文銀9匁7分、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・47
48	同上	10月5日	10月13日(9日間)	古金950兩、文金77兩、文銀17匁5分6厘、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・48
49	同上	10月22日	11月1日	古金130兩、文金549兩3分、文銀137匁3分9厘、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・49
50	同上	11月4日	11月12日(9日間)	古金500兩、文金313兩3分、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・50
51	同上	11月12日	11月20日(9日間)	古金235兩、文金319兩、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・51
52	同上	11月15日	11月23日(9日間)	古金300兩、文金100兩、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・52
53	同上	11月17日	11月25日(9日間)	古金95兩、文金358兩3分、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・53
54	同上	11月24日	閏11月2日	古金445兩、文金356兩2分、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・54
55	同上	11月27日	閏11月5日	古金781兩3分、文金34兩、添状1通	同上	同上	同上	丸山増右衛門、田中喜左衛門、川合龜右衛門	26Q・1・55
56	同上	閏11月4日	閏11月12日(9日間)	古金1123兩2分、文金485兩、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・56
57	同上	閏11月12日	閏11月20日(9日間)	古金686兩1分、文金398兩3分、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・57
58	同上	12月1日	12月9日(9日間)	古金600兩、文金10兩、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・58
59	同上	12月6日	なし	文金476兩2分、銀2分2厘(「貸京拂」とあり)、奥書に「京都之米御手形此方江参着次第、此手形と御引替可申上候、以上」とあり	同上	なし	正米問屋弥兵衛	京都井筒屋重右衛門	26Q・1・59
60	同上	12月7日	12月15日(9日間)	古金1820兩、文金497兩、添状1通	同上	魚町請人材木屋吉左衛門	浅井吉兵衛	江戸御中屋敷御勝手役衆丸山増右衛門、田中喜左衛門、川合龜右衛門	26Q・1・60
61	同上	12月10日	12月13日(4日間)	文金3000兩(古金1200兩、文金1020兩、但し合計額にならない)、「包二而并二添状箱有」とあり。文中に「尤京都二而米御手形請取参、此手形と御引替可申候」とあり	同上	なし	竹田喜惣兵衛	京都新町六角下ル町三井八郎左衛門	26Q・1・61
62	同上	12月15日	12月23日(9日間)	古金620兩、文金3477兩、添状(数記載なし)	本町三度飛脚問屋山城屋市右衛門	魚町請人材木屋吉左衛門	浅井吉兵衛	江戸御中屋敷御勝手役衆、丸山増右衛門、川合龜右衛門	26Q・1・62
63	同上	12月18日	12月26日(9日間)	古金434兩2分、文金1041兩1分、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・63
64	同上	12月21日	12月29日(9日間)	古金726兩3分、古銀1匁2分9厘、文金543兩、文銀(墨塗)18匁9分3厘、添状	同上	同上	同上	つつ	26Q・1・64
65	元文3年(1738)	正月27日	2月6日	古金842兩、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・65
66	同上	2月21日	2月29日(9日間)	古金1367兩、文金432兩2分、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・66
67	同上	3月1日	3月9日(9日間)	古金389兩1分、文金1217兩3分、文銀838匁9分2厘、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・67
68	同上	3月12日	3月20日(9日間)	古金689兩3分、文金1266兩3分、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・68
69	同上	3月22日	3月晦日	古金156兩、文金62兩3分、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・69

No.	年号	月日	届け日限、かっこ内届け日数は原則左欄から起算	金額	差出人	請人	荷主	手形送付先	文書番号
70	同上	3月18日	3月26日(9日間)	古金254両、古銀124匁、文金784両3分、文銀41匁9分9厘	同上	同上	同上	同上	26Q・1・70
71	同上	3月27日	4月5日	古金160両2分、文金116両3分、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・71
72	同上	4月8日	4月16日(9日間)	古金223両3分、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・72
73	同上	5月2日	5月10日(9日間)	文金1000両、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・73
74	同上	5月18日	5月26日(9日間)	文金1000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・74
75	同上	5月21日	5月29日(9日間)	文金385両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・75
76	同上	6月4日	6月12日(9日間)	文金2000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・76
77	同上	6月15日	6月23日(9日間)	文金1430両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・77
78	同上	6月21日	6月29日(9日間)	文金2003両1分、文銀6匁3分8厘、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・78
79	同上	6月27日	7月6日	文金1000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・79
80	同上	7月11日	7月15日~16日朝(6~7日間)	文金1100両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・80
81	同上	7月27日	8月5日	文金820両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・81
82	同上	8月14日	8月22日(9日間)	文金577両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・82
83	同上	9月24日	10月2日	文金3372両、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・83
84	同上	10月27日	11月6日	文金2000両、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・84
85	同上	11月1日	11月9日(9日間)	文金2000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・85
86	同上	11月5日	11月13日(9日間)	文金2000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・86
87	同上	11月8日	11月16日(9日間)	文金2000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・87
88	同上	11月28日	12月5日	文金4000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・88
89	同上	12月5日	12月13日(9日間)	文金2000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・89
90	同上	12月11日	12月19日(9日間)	文金2000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・90
91	同上	12月14日	12月22日(9日間)	文金2000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・91
92	同上	12月17日	12月25日(9日間)	文金4000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・92
93	同上	12月17日	12月25日(9日間)	文金3967両1分、文銀1貫267匁2分6厘	同上	同上	同上	同上	26Q・1・93
94	同上	12月17日	なし	金4両1分、銀4匁4分9厘(「但し手形巻通也」とあり)	同上	なし	御代官所	江戸御中屋敷御勝手役衆	26Q・1・94
95	元文4年(1739)	正月12日	正月20日(9日間)	文金2000両、添状	同上	魚町請人材木屋吉左衛門	浅井吉兵衛	江戸御中屋敷御勝手役衆丸山増右衛門、川合龜右衛門	26Q・1・95
96	同上	正月22日	正月晦日	文金2000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・96
97	同上	2月2日	2月10日(9日間)	文金1936両3分、文銀1貫936匁3分9厘	同上	同上	同上	同上	26Q・1・97
98	同上	2月22日	3月1日	文金1623両2分、文銀17匁1分、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・98
99	同上	2月27日	3月6日	文金3000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・99
100	同上	3月28日	4月6日	文金2000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・100
101	同上	4月4日	4月12日(9日間)	文金3058両1分、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・101
102	同上	4月15日	4月23日(9日間)	文金1000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・102
103	同上	5月18日	5月26日(9日間)	文金1782両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・103
104	同上	5月27日	6月5日	文金2000両、添状	同上	同上	同上	江戸御中屋敷御勝手役衆村垣喜平治、丸山増右衛門、川合龜右衛門	26Q・1・104
105	同上	6月14日	6月22日(9日間)	文金2000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・105
106	同上	6月22日	6月晦日	文金2000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・106
107	同上	7月1日	7月9日(9日間)	文金1700両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・107
108	同上	7月28日	8月7日	文金2000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・108
109	同上	8月5日	8月13日(9日間)	文金2000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・109
110	同上	9月2日	9月10日(9日間)	文金1345両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・110
111	同上	10月12日	10月20日(9日間)	文金3000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・111
112	同上	10月21日	10月29日(9日間)	文金2000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・112
113	同上	10月27日	11月5日	文金1700両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・113
114	同上	11月4日	11月12日(9日間)	文金3500両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・114
115	同上	11月14日	11月22日(9日間)	文金2000両、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・115
116	同上	11月22日	12月1日	文金1000両、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・116
117	同上	11月28日	12月7日	文金1456両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・117
118	同上	12月7日	12月15日(9日間)	文金1340両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・118
119	同上	12月14日	12月22日(9日間)	文金2000両、添状	同上	同上	同上	同上	26Q・1・119
120	同上	12月17日	12月25日(9日間)	文金2000両、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・120
121	同上	12月18日	12月26日(9日間)	文金2000両、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・121
122	同上	12月21日	12月29日(9日間)	文金2000両、添状1通	同上	同上	同上	同上	26Q・1・122
123	寛延元年(1748)	閏10月28日	11月9日	文金2000両、添状1通(「外二御指出し巻通」とあり)	同上	なし	速水半右衛門	江戸御中屋敷御勝手役衆西端藤右衛門、秋田伴右衛門、西村安右衛門	26Q・1・123
124	同上	11月1日	11月7日(8日間)	金4000両、御指出し1通	同上	なし	速水半右衛門	同上	26Q・1・124
125	同上	11月20日	11月26日(7日間)	金2900両、御指出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・125
126	同上	12月11日	12月20日(10日間)	金1900両、御指出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・126
127	同上	12月18日	12月24日(7日間、「以早仕立飛脚」とあり)	金3400両、御指出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・127

No.	年号	月日	届け日限、かっこ内届け日数は原則左欄から起算	金額	差出人	請人	荷主	手形送付先	文書番号
128	同上	12月23日	12月29日(7日間)	金3300両、御指出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・128
129	寛延2年(1749)	3月5日	3月15日(11日間)	金450両、御指出し1通	同上	なし	得能弥五兵衛	同上	26Q・1・129
130	同上	9月	9月23日	金2000両、御指出し1通	同上	なし	中村基之右衛門	京御屋敷浅井文左衛門(「若山茶屋宛御手形申受此方江参着次第此手形と御引替」)	26Q・1・130
131	寛延4年(1750)	8月1日	8月5日(5日間)	金2400両、御差出し1通	同上	なし	長坂小右衛門	大坂御屋敷猪飼忠右衛門、竹田半右衛門	26Q・1・131
132	宝暦2年(1752)	6月8日	6月12日(5日間)	金2500両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・132
133	同上	7月2日	7月6日(5日間)	古金606両、銀6匁、御差出し添え	同上	なし	同上	同上	26Q・1・133
134	同上	10月22日	11月2日	金1000両、御差出し1通	同上	なし	同上	江戸御中屋敷御勝手役衆秋田伴右衛門、須藤佐太夫、沖善八	26Q・1・134
135	宝暦3年(1753)	4月6日	4月9日(4日間)	金400両、御差出し1通	同上	なし	加藤六左衛門	京都御屋敷片岡藤兵衛、浅井文左衛門	26Q・1・135
136	同上	4月18日	4月22日(5日間)	金450両、御差出し1通	同上	なし	加藤六左衛門	大坂御屋敷猪飼忠右衛門、竹田半右衛門	26Q・1・136
137	同上	7月28日	8月2日	金1700両、御差出し1通	同上	なし	長坂小右衛門	同上	26Q・1・137
138	同上	11月	11月15日	金580両(「内三百三拾両ハ古金、式百兩ニ而封印之俣榎ニ受取申候」、御差出し1通)	同上	なし	同上	江戸御中屋敷御勝手役衆須藤佐太夫、齋藤重右衛門	26Q・1・138
139	同上	12月4日	12月8日(5日間)	金3000両、御差出し1通	同上	なし	同上	大坂御屋敷猪飼忠右衛門、竹田半右衛門	26Q・1・139
140	同上	12月12日	12月16日(16日を消し「九日迄」と左横にあり、5日間)	金2000両、御差出し御状添え	同上	なし	同上	若山御勝手役衆西端六之右衛門、岡田源之右衛門、田井元右衛門	26Q・1・140
141	同上	12月20日	12月24日(5日間)	金3000両、添状1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・141
142	宝暦4年(1754)	11月27日	12月2日	金5000両、御差出し1通	同上	なし	岡部小左衛門	大坂御屋敷猪飼忠右衛門、竹田徳左衛門	26Q・1・142
143	宝暦8年(1758)	7月5日	8月9日	金4000両、御状添え	同上	なし	加藤六左衛門	大坂平野町二丁目米屋平右衛門	26Q・1・143
144	同上	12月9日	12月12日(4日間)	金6000両、御差出し	同上	なし	同上	京都御屋敷片岡藤兵衛、永屋藤八	26Q・1・144
145	同上	12月24日	12月27日(4日間)	金3500両、御差出し1通	同上	なし	同上	若山御勝手方役衆田井元右衛門、須藤佐太夫、小浦惣内	26Q・1・145
146	宝暦12年(1762)	6月23日夜	6月29日(7日間)	金1200両	同上	なし	垣本庄蔵(明和3年段階で松阪町奉行役人を務める)	江戸御中屋敷御勝手方山田基右衛門	26Q・1・146
147	同上	6月29日	7月7日(「道中八日切」とあり)	金1000両	同上	なし	同上	同上	26Q・1・147
148	同上	7月5日	7月11日(「道中六日限仕立」、7日間)	金700両(「右者殿様為御替金」とあり)、手形入添状1通	同上	なし	木地屋佐右衛門	江戸大伝馬町須賀太兵衛	26Q・1・148
149	同上	7月23日	7月28日(「道中六日切」、6日間)	金3000両	同上	なし	鈴木次(治)左衛門	江戸御中屋敷山田基右衛門、馬場源右衛門、竹田横右衛門	26Q・1・149
150	同上	8月8日	8月15日(「道中七日切」、8日間)	金2000両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・150
151	同上	8月14日	8月21日(「道中七日切」、8日間)	金2000両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・151
152	同上	8月18日	8月26日(「道中八日切」、9日間)	金500両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・152
153	同上	9月7日夕	9月15日(「道中八日切」、九月八日出」と端書き、8日間)	金2000両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・153
154	同上	9月16日夜	9月24日(「道中八日切」、九月十七日出」、8日間)	金3000両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・154
155	同上	10月5日	10月13日(「道中八日切」、9日間)	金1500両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・155
156	同上	10月13日	10月19日(「道中六日切」、7日間)	金2000両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・156
157	同上	10月23日夕	10月29日(「道中六日切」、6日間)	金3000両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・157
158	同上	11月1日夜	11月7日(「道中六日切」、6日間)	金3500両、御差出し2通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・158
159	同上	11月3日	11月7日(「道中五日切」、5日間)	金6300両、田井元右衛門から米屋平右衛門方へ書状1通	同上	なし	同上	大坂米屋平右衛門	26Q・1・159
160	同上	11月6日夜	11月13日(「道中七日切」、7日間)	金3000両、御差出し1通	同上	なし	同上	江戸御中屋敷御勝手方山田基右衛門、馬場源右衛門、竹田横右衛門	26Q・1・160
161	同上	11月16日	11月23日(「道中七日切」、8日間)	金4000両、御指出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・161

No.	年号	月日	届け日限、かっこ内届け日数は原則左欄から起算	金額	差出人	請人	荷主	手形送付先	文書番号
162	同上	12月3日	12月9日(「道中六日切」、7日間)	金1000両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・162
163	同上	12月7日夕	12月12日(「道中五日切」、5日間)	金2000両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・163
164	同上	12月10日夕	12月15日(「道中五日切」、5日間)	金3500両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・164
165	同上	12月18日夕	12月23日(「道中五日切」、5日間)	金1000両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・165
166	同上	12月20日	12月25日(「道中五日切」、6日間)	金2000両	同上	なし	同上	同上	26Q・1・166
167	同上	12月22日夕	12月27日(「道中五日切」、5日間)	金3200両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・167
168	宝暦13年(1763)	8月10日夕	8月18日(「道中八日切」、8日間)	金750両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・168
169	同上	8月16日夕	8月24日(「道中八日切」、8日間)	金550両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・169
170	同上	10月12日	10月19日(「道中八日切」、8日間)	金900両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・170
171	同上	11月10日夕	10月18日(「道中八日切」、8日間)	金1700両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・171
172	同上	11月24日夕	12月3日(「道中八日切」、8日間)	金3000両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・172
173	同上	12月1日夕	12月9日(「道中八日切」、8日間)	金1200両(12月17日引替)、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・173
174	同上	12月4日夕	12月10日(「道中六日切」、6日間)	金1000両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・174
175	同上	12月7日夕	12月13日(「道中六日切」、6日間)	金1000両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・175
176	同上	12月11日夕	12月17日(「道中六日切」、6日間)	金2000両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・176
177	同上	12月15日夕	12月21日(「道中六日切」、6日間)	金1700両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・177
178	同上	12月20日夕	12月26日(「道中六日切」、6日間)	金1700両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・178
179	同上	12月22日夕	12月27日(「道中五日切」、5日間)	金2500両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・179
180	宝暦14年(1764)	2月10日夜	2月17日(「道中七日切」、7日間)	金1000両、御差出し1通	同上	なし	同上	同上	26Q・1・180

\*水谷家文書(国文学研究資料館蔵)に基づき筆者作成

表16 紀伊徳川家御用送金手形一覧(松坂代官所→江戸、京都、大坂屋敷)

No.	年月	金荷	飛脚賃(かっこは銭換算)	荷主	宛先	文書番号(備考)
1	寛保2年(1742)	金1000両	銭10貫500文	松坂代官所	江戸屋敷	26Q・7・1(表紙は「前ノ/戊年中/御金駄賃請取帳/下書」)
2	2月24日	金2200両	銭3貫957文	同上	大坂屋敷	
3	3月1日	金2590両3分	銭13貫601文	同上	江戸中屋敷	
4		銀1貫385匁4分4厘	銭1貫382文	同上	同上	
5	3月28日	銀2枚	銭82文	同上	同上	
6	4月2日	金1000両	銭10貫500文	同上	同上	
7	4月14日	金1500両	銭10貫500文	同上	同上	
8	4月22日	金1500両	銭10貫500文	同上	同上	
9	5月4日	金1024両2分	銭10貫500文	同上	同上	
10	6月18日	金1056両2分	銭10貫500文	同上	同上	
11		銀13匁5分4厘	銭13文	同上	同上	
12	6月22日	金2000両	銭10貫500文	同上	同上	
13	7月4日	金2500両	銭13貫124文(他に6貫文、これは「右御金急御用ニ而道中追越使者料」のため)	同上	同上	
14	7月28日	金2000両	銭10貫500文	同上	同上	
15	8月21日	金1700両	銭10貫500文	同上	同上	
16	9月8日	金1000両	銭10貫500文	同上	同上	
17	9月27日	金1168両	銭10貫500文	同上	同上	
18	10月1日	金1397両	銭10貫500文	同上	同上	
19	10月21日	金2000両	銭10貫500文	同上	同上	
20	10月24日	金1073両2分	銭10貫500文	同上	同上	
21	11月7日	金2722両1分	銭14貫288文	同上	同上	
22	11月18日	金2000両	銭10貫500文	同上	同上	
23	12月11日	金2500両	銭13貫124文	同上	同上	

No.	年月	金荷	飛脚賃（かっこは銭換算）	荷主	宛先	文書番号（備考）	
24	12月14日	金2309両2分	銭12貫123文	同上	同上	26Q・7・1（表紙は「前ノ／戌年中／御金駄賃請取帳／下書」）	
25	12月18日	金1713両1分	銭10貫500文	同上	同上		
26	12月21日	金3268両1分	銭17貫155文	同上	同上		
27	延享元年(1744) 2月14日	金1076両3分	金2両2分（銭10貫500文）	松坂代官所	江戸中屋敷	26Q・2・4	
28	3月19日	金2000両	金3分、銀6匁4厘（銭3貫600文）	同上	大坂屋敷		
29	5月2日	金2000両	銭3貫600文	同上	同上		
30	5月15日	金2000両	銭3貫600文	同上	同上		
31	6月27日	金2000両	銭3貫600文	同上	同上		
32	7月14日	金2000両	銭3貫600文	同上	同上		
33	7月24日	金2000両	銭3貫600文	同上	同上		
34	8月11日	金2260両3分	4貫66文	同上	同上		
35	8月23日	金500両	2貫文	同上	同上		
36	9月5日	金1139両1分	銭3貫600文	同上	同上		
37	9月11日	金450両	銭1貫800文	同上	同上		
38	12月2日	金7000両	銭12貫600文	同上	同上		
39	12月15日	金2500両	銭4貫500文	同上	同上		
40	延享2年(1745) 正月4日	金3500両	銭6貫300文	同上	同上	26Q・2・5	
41	3月24日	金1000両	銭3貫600文	同上	同上		
42	4月24日	金1300両	銭3貫600文	同上	同上		
43	4月晦日	金1500両	銭3貫600文	同上	同上		
44	7月4日	金2000両	銭4貫400文	同上	同上		
45	7月8日	金2000両	銭3貫600文	同上	同上		
46	7月16日	金2000両	銭3貫600文	同上	同上		
47	7月25日	金1250両	銭3貫600文	同上	同上		
48	8月1日	金500両	銭2貫文	同上	同上		
49	8月4日	金500両	銭2貫文	同上	同上		
50	9月14日	金3000両	銭5貫400文	同上	同上		
51	9月22日	金1800両	銭3貫600文	同上	同上		
52	10月7日	金2800両	銭5貫38文	同上	同上		
53	10月11日	金1300両	銭3貫600文	同上	同上		
54	11月晦日	金2000両	銭3貫600文	同上	同上		
55	12月9日	金1200両	銭3貫600文	同上	同上		
56	12月14日	金1000両	銭3貫600文	同上	同上		
57	12月18日	金1500両	銭3貫600文	同上	同上		
58	12月21日	金1500両	銭3貫600文	同上	同上		
59	12月23日	金1500両	銭3貫600文	同上	同上		
60	12月28日	金1000両	銭3貫600文	同上	同上		
61	12月29日	金1600両	銭3貫600文	同上	同上		
62	閏12月2日	金1000両	銭3貫600文	同上	同上		
63	閏12月5日	金2000両	銭3貫6000文	同上	同上		
64	閏12月10日	金2500両	銭4貫500文	同上	同上		
65	閏12月18日	金1200両	銭3貫600文	同上	同上		
66	閏12月24日	金1500両	銭3貫600文	同上	同上		
67	延享3年(1746) 2月17日	金1000両	銭3貫600文	同上	大坂屋敷		26Q・7・2（表紙に「寅年中／御金駄賃請取帳／下書」と付される、26Q・2・3及び26Q・7・3は同じ内容）
68	2月25日	金2500両	銭4貫500文	同上	同上		
69	2月26日	金1700両	銭3貫600文	同上	同上		
70	2月27日	金3000両	銭5貫400文	同上	同上		
71	2月29日	金700両	銭2貫800文	同上	同上		
72	3月5日	金1500両	銭3貫600文	同上	同上		
73	3月14日	金800両	銭3貫200文	同上	同上		
74	4月11日	金1000両	銭3貫600文	同上	同上		
75	4月21日	金1450両	銭3貫600文	同上	同上		
76	4月22日	金1000両	銭3貫600文	同上	同上		
77	4月25日	金1000両	銭3貫600文	同上	同上		
78	4月28日	金2300両	銭4貫138文	同上	同上		



No.	年月	金荷	飛脚賃 (かっこは銭換算)	荷主	宛先	文書番号 (備考)	
79	6月27日	金2000両	銭10貫500文	同上	江戸中屋敷	26Q・7・2 (表紙に「寅年中/御金駄賃請取帳/下書」と付される、26Q・2・3及び26Q・7・3は同じ内容)	
80	7月1日	金1240両	銭10貫500文	同上	同上		
81	8月24日	金600両	銭2貫400文	同上	大坂屋敷		
82	9月14日	金650両	銭2貫600文	同上	同上		
83	9月22日	金1200両	銭3貫600文	同上	同上		
84	10月14日	金1000両	銭3貫600文	同上	同上		
85	10月17日	金1500両	銭3貫600文	同上	同上		
86	11月5日	金1000両	銭3貫600文	同上	同上		
87	11月11日	金3347両	銭6貫23文	同上	同上		
88	11月18日	金1500両	銭10貫500文	同上	江戸屋敷		
89	12月1日	金2300両	銭12貫72文	同上	同上		
90	12月7日	金1000両	銭10貫500文	同上	同上		
91	12月11日	金1000両	銭10貫500文	同上	同上		
92	12月14日	金2000両	銭10貫500文	同上	同上		
93	12月18日	金2000両	銭10貫500文	同上	同上		
94	延享4年(1747)2月10日出	金1500両	銭10貫500文	同上	同上		26Q・7・4 (表紙は「卯年中/御金駄賃請取帳/下書」)
95	2月15日出	金800両	銭8貫800文	同上	同上		
96	5月2日出	金1600両	銭3貫600文	同上	大坂屋敷		
97	5月8日出	金700両	銭7貫700文	同上	江戸屋敷		
98	5月13日出	金1335両	銭10貫500文	同上	同上		
99	5月18日出	金1000両	銭10貫500文	同上	同上		
100	5月26日出	金1000両	銭10貫500文	同上	同上		
101	6月2日出	金2330両	銭12貫231文	同上	同上		
102	6月15日出	金470両	銭5貫167文	同上	同上		
103	7月6日出	金1170両	銭10貫500文	同上	同上		
104	7月晦日出	金500両	銭5貫500文	同上	同上		
105	11月21日出	金2500両	銭49貫844文 (早仕立)	同上	同上		
106	11月29日出	金1500両	銭10貫500文	同上	同上		
107	12月2日出	金2000両	銭10貫500文	同上	同上		
108	12月8日出	金2000両	銭10貫500文	同上	同上		
109	12月14日出	金2000両	銭32貫200文 (早仕立)	同上	同上		
110	12月18日出	金3300両	金3両2分、銭32貫200文 (早仕立)	同上	同上		
111	12月23日出	金2900両	金3両2分、銭32貫200文 (早仕立)	同上	同上		
112	寛延元年(1748)2月9日出	金3600両	銭18貫900文	松坂代官所	江戸御中屋敷	26Q・7・5 (表紙は「辰年中/御金駄賃受取帳/下書」。文書番号26Q・2・6と内容はほぼ同じだが、一部異なる)	
113	3月2日出	金1400両	銭10貫500文	同上	同上		
114	3月19日出	金1000両	銭10貫500文	同上	同上		
115	4月20日夕出	金2000両	金3両2分、銭32貫200文 (早仕立)	同上	同上		
116	4月26日夕	金3605両	銭18貫925文 (別に「右御金追越料」8貫650文)	同上	同上		
117	7月7日夕出	金1200両	金3両2分、銭32貫200文 (早仕立)	同上	同上		
118	8月1日夕出	金2300両	金3両2分、銭32貫200文 (早仕立)	同上	同上		
119	8月晦日夕出	金1000両	金3両2分、銭32貫200文 (早仕立)	同上	同上		
120	9月22日出	金550両	銭6貫48文	同上	同上		
121	9月晦日夕出	金1100両	銭32貫200文 (早仕立)	同上	同上		
122	10月22日出	金350両	銭3貫848文	同上	同上		
123	閏10月29日出	金2000両	銭10貫500文	同上	同上		
124	11月2日夕出	金4000両	金3両2分、銭32貫200文 (早仕立)	同上	同上		
125	11月21日夕出	金2900両	金3両2分、銭32貫200文 (早仕立)	同上	同上		
126	11月晦日夕出	金2000両	金3両2分、銭32貫200文 (早仕立)	同上	同上		
127	12月5日出	金1500両	銭10貫500文	同上	同上		
128	12月12日出	金1900両	銭10貫500文	同上	同上		
129	12月18日夕出	金3400両	金3両2分、銭32貫200文 (早仕立)	同上	同上		
130	12月23日夕出	金3300両	金3両2分、銭32貫200文 (早仕立)	同上	同上		

No.	年月	金荷	飛脚賃（かっこは銭換算）	荷主	宛先	文書番号（備考）
131	寛延2年(1749) 2月2日出	金2770両	銭25貫40文	同上	同上	26Q・2・7 (26Q・2・14 は書式が異なる が、内容は同じ、 7月2日の大井 川から抜き仕立が 合致する)
132	2月16日出	金1500両				
133	3月6日出	金450両	銭4貫948文	同上	同上	
134	3月29日夕出	金3850両	銭47貫888文（早仕立）	同上	同上	
135	4月9日出	金1272両	銭10貫500文	同上	同上	
136	4月16日出	金1000両	銭32貫200文（早仕立）	同上	同上	
137	4月28日夕出	金2000両	銭32貫200文（早仕立）	同上	同上	
138	5月21日夕出	金1630両	金8両、銀9匁（早便、銭換算表 記なし）	同上	同上	
139	7月2日出	金2000両	銭21貫624文（この内、金2両2 分は「右御金道中川支二付、大井川 の抜き仕立ニ仕候入用」）	同上	同上	
140	7月6日夕出	金2620両	銭47貫772文（早仕立）	同上	同上	
141	8月9日出	金1300両	銭10貫500文	同上	同上	
142	9月4日出	金610両	金3両、銀3匁（早便）	同上	同上	
143	9月11日夕出	金2370両	銭47貫670文（早仕立）	同上	同上	
144	10月28日出	金1647両1分	銭10貫500文	同上	同上	
145	11月2日出	金2973両3分、銀12 匁6分2厘	銭15貫623文	同上	同上	
146	11月29日夕出	金5600両	銭71貫801文（早仕立）	同上	同上	
147	12月8日夕出	金1300両	銭32貫200文（早仕立）	同上	同上	
148	12月15日出	金2500両	銭13貫124文	同上	同上	
149	12月19日夕出	金2100両	銭32貫200文（早仕立）	同上	同上	
150	12月22日夕出	金3300両	銭32貫200文（早仕立）	同上	同上	
151	12月28日夕出	金1500両	銭32貫200文（早仕立）	同上	同上	
152	寛延3年(1750) 2月2日出	金1200両	銭32貫200文（早仕立）	同上	同上	26Q・2・8
153	2月晦日夕出	金3420両	銭32貫200文（早仕立）	同上	同上	
154	5月2日出	金921両	銭10貫131文（常式）	同上	同上	
155	5月28日出	金512両	銭5貫632文（常式）	同上	同上	
156	7月1日夕出	金2000両	銭47貫635文（早仕立）	同上	同上	
157	8月16日夕出	金2170両	銭47貫742文（早仕立）	同上	同上	
158	9月12日出	金500両	銭10貫500文（常式）	同上	同上	
159	9月20日（「出」 表記なし）	金2000両	銭3貫600文（常式）	同上	京都御屋敷	
160	10月21日（「出」 表記なし）	金1400両	銭3貫800文（常式）	同上	大坂屋敷	
161	10月28日出	金364両2分	銭10貫500文（常式）	同上	江戸御屋敷	
162	11月20日出	金2500両	銭32貫200文（早仕立）	同上	同上	
163	12月1日夕出	金2905両	銭32貫200文（早仕立）	同上	同上	
164	12月8日夕出	金1500両	銭32貫200文（早仕立）	同上	同上	
165	12月16日夕出	金4000両	銭32貫200文（早仕立）	同上	同上	
166	12月21日夕出	金2500両	銭32貫200文（早仕立）	同上	同上	
167	宝暦元年(1751) 正月19日出	金500両	銭5貫500文（常式）	同上	江戸屋敷	26Q・2・9
168	2月2日出	金1676両1分	銭10貫500文（常式）	同上	同上	
169	2月13日出	金776両	銭8貫534文（常式）	同上	同上	
170	2月25日出	金500両	銭5貫500文（常式）	同上	同上	
171	3月5日出	金450両	銭4貫948文（常式）	同上	同上	
172	3月12日出	金1386両3分	銭10貫500文（常式）	同上	同上	
173	3月22日出	金1100両	銭10貫500文（常式）	同上	同上	
174	4月5日出	金1564両	銭10貫500文（常式）	同上	同上	
175	5月2日出	金1172両	銭10貫500文（常式）	同上	同上	
176	6月2日出	金1782両	銭10貫500文（常式）	同上	同上	
177	6月2日出	金2501両	銭13貫129文（常式）	同上	同上	
178	8月2日出	金2400両	銭4貫557文（常式）	同上	大坂屋敷	
179	9月2日出	金2415両	銭4貫585文（常式）	同上	同上	
180	10月2日出	金1100両	銭3貫800文（常式）	同上	同上	
181	11月6日出	金1000両	銭10貫500文（常式）	同上	江戸屋敷	

No.	年月	金荷	飛脚賃(かっこは銭換算)	荷主	宛先	文書番号(備考)	
182	11月12日出	金1500両	銭3貫800文(常式)	同上	大坂屋敷	26Q・2・9	
183	12月3日出	金6000両	銭31貫500文(常式)	同上	江戸屋敷		
184	12月5日出	金3679両	銭19貫314文(常式)	同上	同上		
185	12月13日出	金2500両、銀11匁7分	銭13貫135文(常式)	同上	同上		
186	宝暦4年(1754) 2月6日出	金4500両	金2両1分	同上	和歌山屋敷	26Q・7・6(表紙は「戌年中/御金駄賃受取帳/下書」、文書番号26Q・2・10と内容同じ)	
187	6月27日出	金3500両	銭6貫648文(26Q・2・10は銭6貫600文とある)	同上	大坂屋敷		
188	7月6日出	金3000両	銭15貫748文	同上	江戸屋敷		
189	7月22日出	金2100両	銭3貫986文	同上	大坂屋敷		
190	8月13日出	金1600両	銭3貫800文	同上	同上		
191	8月13日出	古金66両	銭725文	同上	江戸屋敷		
192	8月21日出	金3000両	銭5貫700文	同上	大坂屋敷		
193	8月28日出	金3000両	銭5貫700文	同上	同上		
194	9月8日出	金3000両	銭5貫700文	同上	同上		
195	11月27日出	金5000両	銭9貫500文	同上	同上		
196	12月5日出	金4000両	銭7貫600文	同上	同上		
197	12月25日出	金6500両	金3両1分	同上	和歌山屋敷		
198	宝暦5年(1755) 2月4日出	金3500両	銭6貫648文	同上	大坂屋敷		26Q・2・11(2Q・2・12と同じ)
199	2月17日出	古金60両	銭657文	同上	江戸屋敷		
200	3月16日出	金2300両	金1両、銀9匁	同上	和歌山屋敷		
201	12月1日出	金3000両	金1両2分	同上	同上		
202	12月17日出	金9000両	金3両	同上	同上		

\*水谷家文書に基づいて筆者作成。飛脚賃は金・銀貨表記の上で、「此銭」の後にその時々銭相場が記されているが、煩雑になるため本表では銭換算表記にとどめた。

表17 寛保2年～宝暦5年、紀伊徳川家御用飛脚賃一覧

一 右御用相(ママ)候ニ付、<sup>(4)</sup>其方共江戸出店御屋敷御出入申付候、依之御門出入之證文札式枚宛貸渡シ候、右御用者勿論其外御用有之節者御為宜様ニ随分出情致相勤可申候

但、<sup>(5)</sup>江戸松坂共ニ仲間月番相極、月々江戸松坂役所へ相断置、御用筋月番のものへ通シ候ハ、仲間へ申通、御用差支不申様ニ可致候

一 <sup>(6)</sup>松坂ニ而町飛脚へ貸渡候御絵符、挑灯、其方共へ貸渡シ候間、御金町飛脚ニ而下シ候節ハ其方共より飛脚之者へ貸渡シ、随分大切ニ可致候

一 右御用相勤候ニ付、相對ニ而諸向江金子立用等取組候義、大切成義ニ候間、随分入念龜末之儀無之様取計可申候

右之通、随分入念相勤御為宜様出情可申候

亥三月

一 亥三月十八日右被為 仰渡相済、兩御奉行御勝方へ御禮ニ廻ル、それより松原圓左衛門同道ニ而 御殿へ出ル御納戸へ通ル、九ツ時御廊下ニおゐて御 目見相済候

傍線部(1)に着目すると「江戸御入用金御為替御用」を申し付けられたとある。傍線部(2)によると、三つ葉葵家紋入りの絵符と提灯を貸し与えられた。傍線部(3)は松坂代官所から現金を受け取った日から起算して60日以内に江戸藩邸へ送金を可能とするように厳命されているくだりである。傍線部(4)(5)は江戸出店が江戸藩邸への出入りを申し付けられたことを証する箇所であり、松坂と江戸とで月番を決め、江戸藩邸と松坂代官所に届け出て、月番を通して御用を命ずる旨が記される。傍線部(6)は飛脚問屋に関する部分だが、松坂で「町飛脚」へ貸し渡した絵符と提灯は、「其方共」に改めて貸し渡すから、「町飛脚」が現金を(江戸へ)下す場合は「其方共」から飛脚の者へ絵符と提灯を貸し渡すように述べている。

上記の史料は表紙記載の宝暦5年(1755)3月と文中の「為替御用」の記述から紀州藩の松

坂御為替組の設立を指すものと思われる。北島正元編『伊勢商業と江戸店』の第9章「松坂御為替組と長谷川家」によると、設立当初の松坂御為替組は富商の西村喜兵衛、中川清三郎、長井喜左衛門、小津清左衛門、藤田徳右衛門、殿村惣右衛門、須賀伊兵衛、中里新三郎ら8人の顔ぶれで構成した<sup>(10)</sup>。いわゆる前段落の「其方共」である。松坂御為替組は時代が下ると共に脱退・新加入と変動があり、安永4年(1775)に長谷川次郎兵衛と村田十郎兵衛、天明元年(1781)に坂田五郎兵衛、寛政7年(1795)に長井惣兵衛、同10年に長井喜左衛門(再加入)、安政年間(1854~60)に竹内勤一郎、幕末期に小津新兵衛が加入している。

北島氏は松坂御為替組の仕事について以下のようにまとめている。

松坂御為替組のほんらいの業務は、(中略)伊勢三領(松坂領・田丸領・白子領)の年貢米金を預り、それを仲間で分け、江戸店へ為替又は正金で送り、江戸店より藩の御中屋敷へ上納することであった。松坂に御為替会所が置かれ、ここで仲間が交代で月番を勤め、諸般の事務をとった。また仲間各家ではそれぞれ松坂に代勤、江戸に御為替名代を置き、上納関係の仕事にあたらせたが、これは別家が勤めた場合が多かった。上納の手順は、藩の勘定方より上納の差図がくると、仲間の月行事がそれを一同に通達し、上納金額を軒割にする。それか元取が連印した上納差図状を江戸に送り、御為替名代の月番が各店分を取り集めて、御中屋敷へ納めた。元取は正式には、御切手加印出金筋頭取割元取といい、仲間の上席を占めた。はじめは小津・殿村両家が勤め、後述のように寛政一二年に長谷川家もこれに加えられた<sup>(11)</sup>。

上記を勘案して傍線部(5)を解釈すると、「町飛脚」とは山城屋市右衛門のことを指し、もともと山城屋が直接代官所から貸し渡されていた絵符と提灯を、改めて松坂御為替組の管理の下で貸し渡すことが定められたということである。絵符とは各宿場での人馬継立が円滑に行くように宰領飛脚から問屋場役人に示された荷札のことであり、また提灯も御用であることが一目で判別可能になる。荷札・提灯共に三つ葉葵紋入りである。宝暦5年3月以前は紀州藩松坂代官所から直接御用を命ぜられたものが松坂御為替組を通して御用を務めるようになったということである。山城屋がどのように送金に関わったかは後述する。

さて送金のための為替手形発行者であるが、北島氏によると、安永4年には小野屋伊右衛門、茶碗屋長兵衛、浜島源兵衛、平野喜兵衛、長谷川市左衛門、磯貝忠左衛門、白子兵太夫、松田九郎右衛門、白子源助らの名前が挙がっている<sup>(12)</sup>。山城屋は為替手形を発行していないものの、実際の為替手形は山城屋が輸送したものと思われる。

## (2) 年間送金回数と金額

表16と表17を合算して年ごとの回数と送金合計額を示した(表18参照)。23年間の手形と受取帳を互いに補完することで連年的に数値を示すことができる。

松坂代官所から山城屋を経由して発せられた送金回数は合計370回である。その内訳は江戸行き274回、京都行き9回、大坂行き79回、和歌山行き8回となる。平均回数は年16回である。江戸行きは、その全てが紀州藩中屋敷(現在、東京都港区赤坂御用地、紀尾井坂の西)宛てである。江戸藩邸のほか、京都には京都屋敷、大坂には大坂屋敷があり、そちらへも送金されている。江戸への送金が圧倒的に多く、これは江戸藩邸の運営にそれだけ莫大な経費を要したこ

10 北島正元編『伊勢商業と江戸店』(吉川弘文館、1962年)509、510頁。北島氏が執筆を担当した第9章「松坂御為替組と長谷川家」に松坂御為替組の構成員、役割、御用金賦課などが詳述されている。

11 北島前掲書510、511頁。

12 北島前掲書517、518頁。

No.	年号 (*は閏月)	輸送先回数 (内訳)	送金合計額
1	享保17年 (1732)	1 (江戸1)	金500両
2	享保20年 (1735*)	3 (江戸3)	金10650両
3	享保21年 元文元年 (1736)	23 (江戸20、京都3)	金23489両3分、銀1貫164匁
4	元文2年 (1737*)	38 (江戸34、京都3、和歌山1)	金36643両、銀689匁4厘
5	元文3年 (1738)	30 (江戸30)	金48622両、銀2貫283匁4厘
6	元文4年 (1739)	28 (江戸28)	金55441両2分、銀1貫953匁4分9厘
7	寛保2年 (1742)	26 (江戸25、大坂1)	金41223両2分、銀1貫398匁9分8厘、銀2枚
8	延享元年 (1744)	13 (江戸1、大坂12)	金26926両3分
9	延享2年 (1745*)	27 (大坂27)	金43950両
10	延享3年 (1746)	27 (江戸8、大坂19)	金40287両
11	延享4年 (1747)	18 (江戸17、大坂1)	金28605両
12	寛延元年 (1748*)	19 (江戸19)	金39105両
13	寛延2年 (1749)	21 (江戸21)	金44293両、銀12匁6分2厘
14	寛延3年 (1750)	15 (江戸13、京都1、大坂1)	金27892両2分
15	寛延4年 宝暦元年 (1751*)	19 (江戸15、大坂4)	金34002両、銀11匁7分
16	宝暦2年 (1752)	3 (江戸1、大坂2)	金4106両、銀6匁
17	宝暦3年 (1753)	7 (江戸1、京都1、大坂3、和歌山2)	金11130両
18	宝暦4年 (1754*)	12 (江戸2、大坂8、和歌山2)	金39266両
19	宝暦5年 (1755)	5 (江戸2、和歌山3)	金17860両
20	宝暦8年 (1758)	3 (京都1、大坂1、和歌山1)	金13500両
21	宝暦12年 (1762*)	22 (江戸21、大坂1)	金51400両
22	宝暦13年 (1763)	12 (江戸12)	金18000両
23	宝暦14年 (1764*)	1 (江戸1)	金1000両
	合計	370 (江戸274、京都9、大坂79、和歌山8)	金657893両、銀7貫518匁8分7厘、銀2枚
	平均	16回	金28603両、銀326匁9分

\*表16の手形史料及び表17の飛脚賃受取帳より筆者作成。

表18 山城屋、御用送金回数と合計額

との表れである。

次に送金額に触れる。紀州藩から江戸藩邸への毎回の送金額が千両単位であり、年間数万両という額に上る。享保21年(4月28日付で元文に改元)の送金額を合計すると、金23489両3分と銀1貫164匁となる。これが元文2年から送金回数の増加に伴って金3万両台、元文3年に金4万両台、元文4年に金5万両台と急増している。その都度の様々な条件を棚上げして機械的に平均値を出すと年28603両と銀326匁9分となる。現在の貨幣に換算すると、1両=10万円で計算して約28億6030万円である。

語弊を恐れずに言えば、江戸藩邸は物資的には完全な純消費施設である。紀州藩の場合、国許の生産高(米穀、果樹、木材、木綿織物)と、それを現金に換えて遠隔地へ送金できる通信網があっはじめて江戸藩邸の運営を下支えできたと言えよう。

### (3) 手形の流れ

本節では手形史料から山城屋がどのように送金に関わったのかに絞って検討する。次に掲げる史料は、山城屋市右衛門が紀伊藩の江戸中屋敷へ金4000両の送金を受注し、材木屋吉左衛門を請人とした上で必ず期日までに輸送する旨を約して発行した請取手形(写真2参照)である。

【史料】水谷家文書26Q-1-2 (傍線部は筆者)



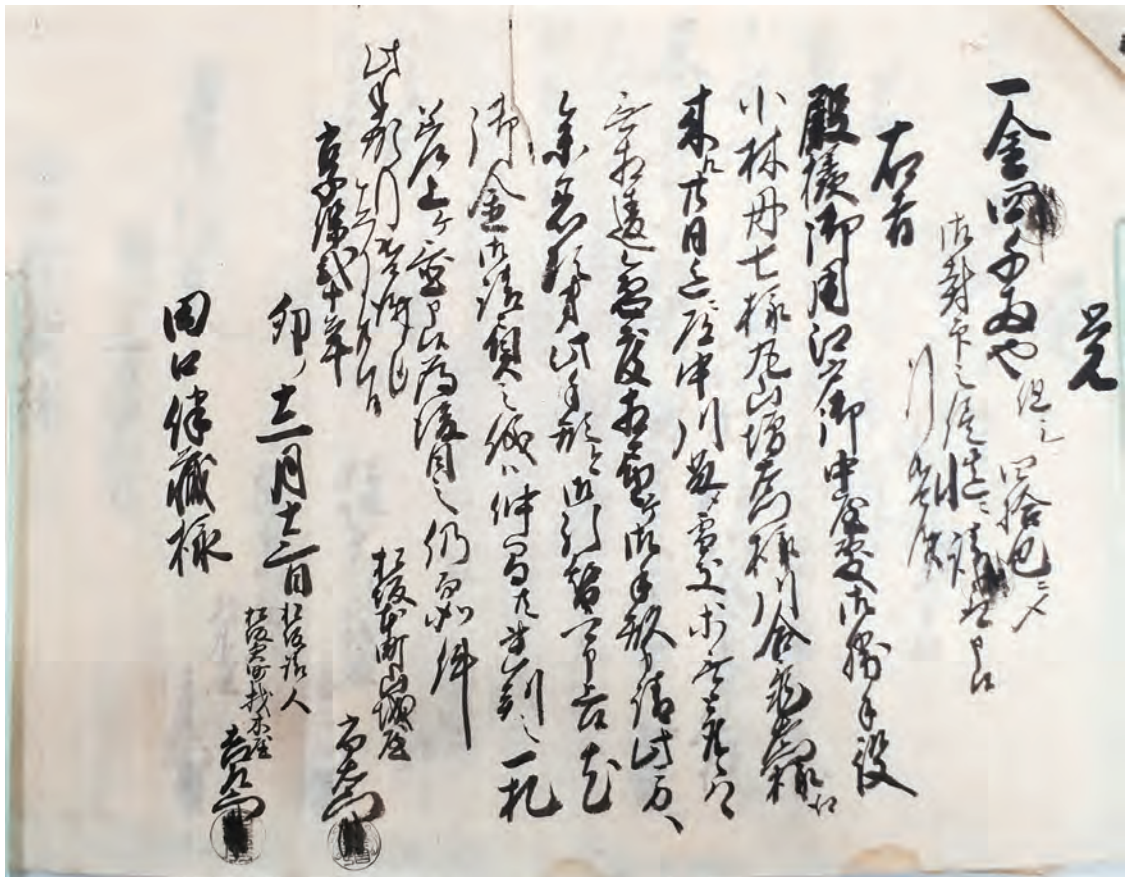


写真2 紀州藩江戸中屋敷勝手役へ金4000両の輸送を請け負った山城屋市右衛門発行の請取手形（水谷家文書26Q-1-2、表16No.2、国文学研究資料館蔵）

覚

一 金四千両也 但シ四拾包ニメ

御封印之俣儘ニ請取申候

引替濟

右者

殿様御用江戸御中屋敷御勝手役、小林丹七様、丸山増右衛門様、川合亀右衛門様江来ル廿日迄二道中川留メ差支へ等無御座候ハ、無相違急度相届ケ御手形申請、此方へ参着次第此手形と御引替可申上候、尤御金御請負之儀ハ仲間共連判之一札差上ケ置申候、為後日之、依而如件

此手形引替濟申候

十二月廿一日

享保二十年

卯ノ十二月十三日

松坂本町山城屋

市右衛門（印）

松坂請人

松坂魚町材木屋

吉左衛門（印）

田口伴蔵様

上記の史料は享保20年（1735）12月13日付で、紀伊藩が松坂御為替組を通じて山城屋に金4000両の送金を依頼し、確かに受け取って期限までに届けることを記した山城屋と材木屋（請人）が連名で発行した金4000両の請取手形（仮に請取手形①と呼ぶ）である。

この手形をどう解釈するか鍵となるのが傍線部の「無相違急度相届ケ御手形申請、此方へ参

着次第此手形と御引替可申上候」の一文である。現代語訳すると「間違いなく急度（正金4000両を）届け、御手形、を頂いて、この方（山城屋）へ（御手形が）参着したら、この手形、とすぐにお引き替えいたします」と述べている。

御手形、と手形、は明らかに別物である。近世史料は御、のあるかなしかで、身分の上下を表す特性を持っており、史料解釈の上での目安となる。即ち、御手形とは紀州藩江戸藩邸勝手役で発行した御手形であり、手形とは上記に掲げた山城屋の手形を指している。

如上の解釈を図示すると次のような正金と2つの手形の流れが考えられる（図1参照）。

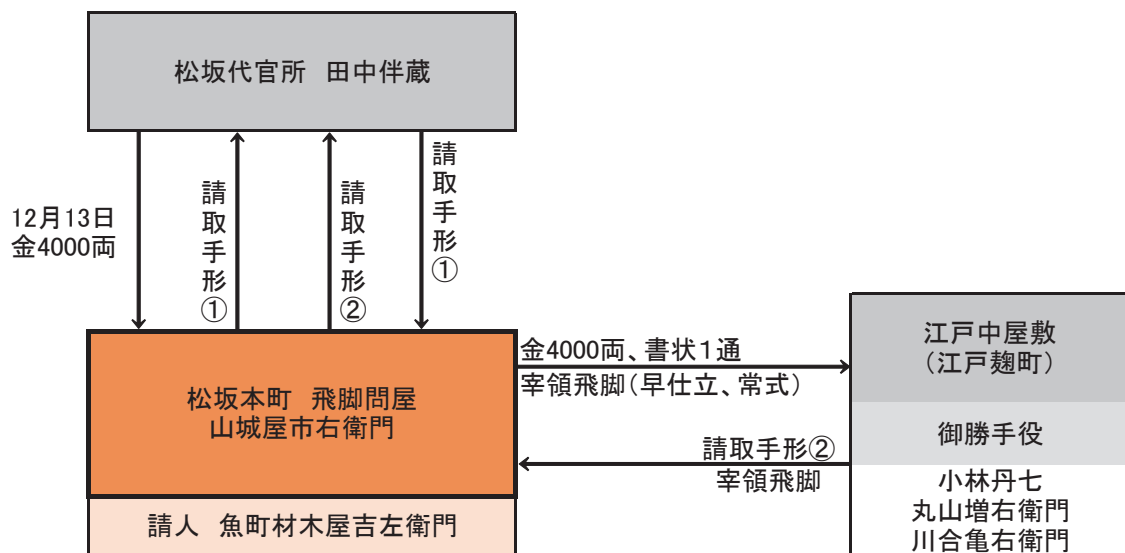


図1 飛脚問屋山城屋市右衛門による送金・請取手形の流れ（表16No.2）

- (1)山城屋が発行した請取手形①は宛所の松坂代官所役人の手元に保管される。
- (2)正金は山城屋の宰領飛脚によって伊勢街道、東海道を通り、紀伊藩江戸中屋敷御勝手役の小林丹七ら3人宛てに届けられる。
- (3)正金が届くと、勝手役役人が12月21日付で請取手形（仮に請取手形②と呼ぶ）を発行する。
- (4)山城屋の宰領飛脚はそれを他の荷物と共に松坂へ届け、山城屋では請取手形②を松坂代官所へ持参し、請取手形①と交換する。
- (5)山城屋は請取手形①に「引換済」を書き添え、印影箇所を墨で塗りつぶして保管する。松坂代官所でも請取手形②を受け取り、送金されたことを確認した。これで山城屋による送金の流れが全て完了する。

恐らくその都度、飛脚賃受取帳下書きが作成され、年末に保管しておいた請取手形①と照合しながら飛脚賃請求書を浄書し、松坂代官所に提出（請求）するのであろう。

最後に請取手形①の宛所の人物について触れたい。宛所は池田七郎兵衛、竹田喜惣兵衛、田中伴蔵（表16No.6、7の田口伴蔵と同一人物とみられる）、浅井吉兵衛、鈴木次左衛門らが多くを占める。彼らが一体誰なのか、その手掛かりとなるのが表16No.95の宛所にある「御代官所」である。またNo.147、148の「垣本庄蔵」（宝暦12年〈1762〉）という人物も参考となる。垣本は明和3年（1766）段階で松坂町奉行所の役人であることが判明している<sup>(13)</sup>。あくまで推測であるが、宝暦12年段階で垣本が松坂代官所役人を務めており、明和3年段階で松坂町奉行所に異動した可能性が考えられる。以上のことから、田中伴蔵、浅井吉兵衛、鈴木次左衛門らは松

13 北島前掲書

坂代官所役人と推定される。

#### (4) 輸送手段と飛脚賃

次に手形の輸送手段と飛脚賃について検討する。松坂から江戸までの輸送日数は9日間がほとんどを占める。早くて7日の日数もある。但し、これらは道中で川留がなければ、という条件付きである。輸送種別は常式、早仕立、早幸便の3種類（表19参照）があるが、その多くは常式と早仕立が用いられている。

表16No127に「早仕立飛脚」とある。これは7日間での江戸到着が要求されている。途中で川留に遭遇した場合、抜状を使うこともある。表17No137に「右御金道中川支二付、大井川分秣キ仕立二仕候入用」とあり、抜状の飛脚賃に金2両2分が当てられている。それまでの道中は宰領飛脚によって運ばれたが、川留で日数が経過したため、川明けと同時に急ぎの手紙のみを抜いて、走り飛脚を差し立てたのである。これが抜状（道中抜き、抜御状）である。抜状の前提は馬荷である。宿場ごとに継ぎ立てる馬では間に合わないため、急ぎの荷物を抜いて人足を走り飛脚に仕立てて先行させる。よって基本的な輸送手段（六日限～八日限）は馬であり、宰領飛脚が宿場で人馬継立を利用しながら運んでいることがわかる。但し、表16No135は三日限か四日限であり、恐らく松坂から走り飛脚を使っている。

飛脚賃は寛保2年（1742）だと松坂から江戸へ25回輸送された。この飛脚賃が金65両3分、銀12匁7分5厘、松坂から大坂へ1回輸送分が金1両、銀1匁5分である（表20参照）。延享3年（1746）以降、年によって飛脚賃もまちまちであるが、少なくとも40両前後であり、多い年で100両以上にも上ることもある。

この飛脚賃を前借りする場合もある（表21参照）。なぜ前借りする必要があるのであろう。寛保2年（1742）と延享3年（1746）が何らかの原因で経営不振に陥ったとも考えられる。表20における延享3年の史料が複数存在し、飛脚賃表記が異なることと関連が窺える。飛脚問屋は数千・数万両という多額の現金を動かしても、そのほとんどの現金は飛脚が距離移動した後他人に渡る性質のものである。飛脚問屋の純粋な自己資産は、実際に動かしている金額に比して少ない<sup>(14)</sup>。

歌舞伎「恋飛脚大和往来」封印切の場面で飛脚問屋の亀谷忠兵衛が梅川を巡ってのやり取りの中で丹波屋八右衛門に「（飛脚問屋は）尤も千両と二千両の金は取扱ふやうなれど、ありやアみんな人の物だ。金に一夜の宿を貸す飛脚屋商売、おのれが物といふたら家屋敷に家財ばかりで、ようよう二三十両に足らぬ身代」<sup>(15)</sup>とすっぱ抜かれる場面があるが、これは飛脚問屋の

飛脚便種類	荷物	給金雑用	飛脚賃	飛脚増し賃条件
早仕立	金1000両～4000両、 2駄分	宰領2人分、 3両2分	銭32貫200文 (2駄分駄賃、川越賃)	早仕立は駄賃1疋に2駄分ずつ払い
早幸便	金100両単位		100単位で賃金2分ずつ	荷物は1700、1800両まで
常式	金1000両～2000両、 1駄分		10貫500文	1000両以内は100両につき1貫100文、2000両以上は1駄分2000両の割合で100両につき524文ずつ

\*水谷家文書26Q-2-13に基づいて筆者作成

表19 紀伊徳川家御用における山城屋の飛脚便種類と飛脚賃

14 拙稿「三井越後屋の飛脚問屋 越後屋孫兵衛（孫右衛門）・奈良物屋三右衛門—江戸後期『金銀請払勘定・雑用方目録』からみる経営収支と輸送—」（『郵政博物館研究紀要』12、2021年）



年号	年間飛脚賃	輸送先回数 (内訳)	文書番号
寛保2年(1742)	金66両3分、銀14匁2分5厘	26 (江戸25、大坂1)	26Q・7・1
延享元年(1744)	金14両1分、銀1匁6分7厘	13 (江戸1、大坂12)	26Q・2・4
延享2年(1745)	金22両3分、銀3匁3厘	27 (大坂27)	26Q・2・5
延享3年(1746)	金51両、銀15匁5分9厘()	27 (江戸8、大坂19)	26Q・7・2 (以下は同年の史料だが、飛脚賃の記載が異なる)
②延享3年	金33両、銀17匁7分5厘	同上	26Q・7・3
③延享3年	銭156貫279文(金1両 = 銭4470文で換算すると金35両)	同上	26Q・2・3
延享4年(1747)	金111両3分、銀26匁5分3厘	18 (江戸17、大坂1)	26Q・7・4
寛延元年(1748)	金131両、銀7匁4分2厘	19 (江戸19)	26Q・2・6
寛延2年(1749)	金151両、銀1匁6分3厘	21 (江戸21)	26Q・2・7
寛延3年(1750)	金116両、銀14匁6分6厘	15 (江戸13、京都1、大坂1)	26Q・2・8
宝暦元年(1751)	金42両3分、銀12匁1分2厘	19 (江戸15、大坂4)	26Q・2・9
宝暦4年(1754)	金18両3分、銀5匁3分1厘	12 (江戸2、大坂8、和歌山2)	26Q・2・10 (26Q・7・6と同じ内容)
宝暦5年(1755)	金7両1分、銀13匁2分8厘	5 (江戸2、和歌山3)	26Q・2・11

\*延享3年の飛脚請取帳は3点存在し、いずれも飛脚賃の表記が異なるが、参考として記載した。

表20 紀州藩御用送金、飛脚賃

本質を言い当てている。筆者は三井家専用の飛脚問屋越後屋孫兵衛(奈良物屋三右衛門でもある)の金銀出納帳を分析したことがある。飛脚問屋は大金を動かす立場にあるが、その多くが他人の資産である。何万両を動かしながらも一旦赤字体質になると、運転資金不足に陥り、業態的に脱することが困難となる。奈良物屋が三井本店から融資を受けたように山城屋も当面の維持費・輸送費に飛脚賃を前借りする必要があったものと推察される(表21参照)。

## おわりに

本稿では伊勢松坂の飛脚問屋山城屋久右衛門の実態解明を目指し、特に定飛脚仲間取次所のネットワークと輸送圏、紀州藩御用の松坂御為替組の御用送金に絞って検討した。

江戸定飛脚仲間の京屋弥兵衛の立場からすると、地域密着経営の奥伊勢の飛脚問屋と取次所契約を結ぶことで、京屋の宰領飛脚がカバーしきれない在方を輸送圏として取り込むことに成功した。また山城屋ら伊勢街道沿いの飛脚問屋にとっては、地域輸送という強みを武器に定飛脚仲間の傘下(と言っても従属的とは思われない)に入ること、列島規模の遠隔地輸送を可能とした。山城屋市右衛門の事例でみた江戸定飛脚仲間と地域飛脚問屋との相互補完的な関係は、他の地域飛脚問屋にも適用し得るものと思われる。

また水谷家文書に収められる請取手形と飛脚賃受取帳からは江戸時代中期に山城屋が紀州藩の送金を担ったことがわかると同時に、松坂御為替組の御用輸送であることも判明した。同組の送金方法は為替手形と正金輸送の2種類あり、山城屋の手形は後者を示すものであることも

15 戸板康二編纂解説、山本二郎・郡司正勝校訂『歌舞伎名作選』第3巻(創元社、1953年)128頁。所収「恋飛脚大和往来」の「序幕新町揚屋の場」。

年月	前借金額	前借金額分に該当する 輸送荷物と飛脚賃	宛先	文書番号
寛保2年(1742) 3月	金7両2分	2月23日、大坂へ金2200両 2月24日、江戸へ金1000両 3月1日、江戸へ金2590両3分、銀1貫385匁4分4厘	浅井吉兵衛	26Q・3・1
4月	金3両、 銀11匁9分9厘	4月2日出、江戸へ金1000両 3月28日出、江戸へ銀2枚	浅井吉兵衛	26Q・3・2
4月22日	金5両	4月14日出、金1500両 4月22日出、金1500両	浅井吉兵衛	26Q・3・3
5月	金3両	5月4日出、江戸へ金1024両2分	浅井吉兵衛	26Q・3・4
6月22日	金5両2分	6月18日出、金1056両2分、銀13匁5分4厘 6月22日出、金2000両	浅井吉兵衛	26Q・3・5
7月	金5両	7月3日、江戸へ金2500両	浅井吉兵衛	26Q・3・6
8月	金5両2分	7月28日出、江戸へ金2000両 8月21日出、金1700両	浅井吉兵衛	26Q・3・7
10月	金15両	9月8日、江戸へ金1000両 9月27日、江戸へ金1168両 10月1日、江戸へ金1397両 10月21日、江戸へ金2000両	浅井吉兵衛	26Q・3・8
11月7日	金6両	10月24日、江戸へ金1073両2分 11月7日、江戸へ金2722両1分	浅井吉兵衛	26Q・3・9
11月	金3両	11月18日、江戸へ金2000両	浅井吉兵衛	26Q・3・10
12月14日	金6両	12月11日、江戸へ金2500両 12月14日、江戸へ金2309両2分	浅井吉兵衛	26Q・3・11
12月	金8両	12月18日、江戸へ金1713両1分 12月21日、江戸へ金3268両1分	浅井吉兵衛	26Q・3・12
延享3年(1746) 3月	金10両	「寅年中」即ち延享3年の御用御金駄賃	浅井吉兵衛	26Q・3・13
3月	金11両2分、 銀10匁3分2厘	2月17日、大坂へ金1000両 2月25日、大坂へ金2500両 2月26日、大坂へ金1700両 2月27日、大坂へ金3000両 2月29日、大坂へ金700両 3月5日、大坂へ金1500両 3月14日、大坂へ金800両	浅井吉兵衛	26Q・3・14
7月	金8両1分	4月11日、大坂へ金1000両 4月21日、大坂へ金1450両 4月22日、大坂へ金1000両 4月25日、大坂へ金1000両 4月28日、大坂へ金2300両 6月27日、江戸へ金2000両 7月1日、江戸へ金1240両	美濃部善一	26Q・3・15
11月	金6両	8月24日、大坂へ金600両 9月14日、大坂へ金650両 9月22日、大坂へ金1200両 10月14日、大坂へ金1000両 10月17日、大坂へ金1500両 11月5日、大坂へ金1000両 11月11日、大坂へ金3347両	速水半右衛門	26Q・3・16
12月11日	金10両	11月18日、江戸へ金1500両 12月1日、江戸へ金2300両 12月7日、江戸へ金1000両 12月11日、江戸へ金1000両	速水半右衛門	26Q・3・17
12月	金5両	12月14日、江戸へ金2000両 12月18日、江戸へ金2000両	速水半右衛門	26Q・3・18

\* 水谷家文書（国文学研究資料館蔵）に基づいて筆者作成。文書番号26Q・3・19は上記文書の雛型。

表21 紀伊徳川家御用飛脚賃の前借り一覧



わかった。北島正元氏の前掲引用文を借り、あえて山城屋と関連付けて表記し直すと、松坂御為替組の本来の業務は、紀州藩伊勢三領の年貢米金を預って仲間で分けて、江戸店へ為替で送って江戸店より藩の御中屋敷へ上納するか、または松坂代官所役人が山城屋市右衛門に依頼し、三つ葉葵紋入りの絵符と提灯を松坂御為替組から山城屋に貸し渡し、江戸中屋敷へ正金を直接送ることであった、となろう。

近世大名の多くが国許と江戸での二重生活をしていた以上、江戸藩邸の運営費を国許あるいは江戸近くの飛び地領などから納税（送金）させる必要がある。そうした点からも飛脚問屋の果たす役割は小さからぬものがあつたことが指摘できよう。筆者は過去に名古屋の飛脚問屋井野口屋半左衛門による尾張藩の御用送金（井野口屋は特に名古屋一京都間）を検討したが<sup>(16)</sup>、紀州藩にもそうした飛脚問屋が存在したことがわかった。尾張・紀州両藩は自前で敷設した七里飛脚を使ったことでよく知られるが、江戸中後期以降は民間の飛脚問屋に委託する傾向にあつたことも併せて指摘しておきたい。

山城屋は紀州藩御用を請け負うことで、徳川御三家の権威（絵符、紋付提灯）を背景にして業務（得意客からの信用、宿場での人馬継立優先）を円滑化させた面があつたものと思われる。江戸の定飛脚仲間の事例からすでに明らかにされているが、飛脚問屋の大名御用は荷物の「公私混載、の側面が強かつたことは紛れもない事実である。

江戸幕府が瓦解し、明治維新を迎え、東京では京屋弥兵衛ら定飛脚仲間が会社化（陸走会社、定飛脚会社）して生き残りを模索する中で、松坂でも山城屋が飛脚問屋として新たな局面に対応することが求められた。山城屋は明治6年（1873）に陸運元会社（後に内国通運）の松阪分社として存続する一方で、明治7年には駅通寮から三等郵便取扱所の請け負いを認可され、物流と郵便の「二足わらじ」を履くことになる。

特に郵便御用は、信書の送達業務を禁じられた地域飛脚問屋にとって死活問題の突破口であつたことは論を俟たない。また同時に幕府に代わる新たな政治的権威（新政府御用）を装飾しての生き残り戦略であつたと取ることもできよう。

今後の課題であるが、松坂御為替組を務めた商人側の史料の中には、飛脚利用を示す史料が含まれる可能性がある。仮にそうした史料があるならば、山城屋の御用実態をさらに立体的に再現できるであろう。また山城屋の奉公人人数、水谷家の歴代当主の事情、さらに明治維新期の山城屋が内国通運松阪分社と松坂郵便局を兼営したことも含め、どのような歴史を辿つたのかも史料発掘を進めて明らかにできればと考える。本来、駅通頭の前島密の方針により飛脚問屋が郵便御用を請け負うことは禁じられていたはずである。山城屋の事例は例外なのか、あるいは他にもあつたのかも併せて探りたい。

【付記】起稿するに当たり、郵政歴史文化研究会顧問の石井寛治先生、同研究会座長の杉山伸也先生、また郵政歴史文化研究会第一分科会の小原宏、藤本栄助、田原啓祐氏に貴重なアドバイスを賜った。編集では郵政博物館資料センターの村山隆拓氏の世話になった。この場を借りて御礼申し上る。

（まきしま たかし 群馬大学情報学部非常勤講師、桐生市史編集委員会近世部会専門委員、伊勢崎市史編纂専門委員会専門部会員）

16 拙稿「名古屋の飛脚問屋 井野口屋半左衛門一尾張徳川家御用と非御用との競合—」（『郵政博物館研究紀要』10、2019年）